

長和町特定環境保全公共下水道事業
簡易排水事業
個別排水処理事業

経営戦略

令和 7 年 2 月

長野県 長和町

目 次

I 共通編

1. はじめに	2
2. 長和町の汚水処理.....	6
3. 経営戦略の基本方針.....	9
4. 効率化経営健全化の取り組み	10
5. 策定後の検証及び更新	11

II 公共下水道編

6. 長和町特定環境保全公共下水道事業の概要	13
7. 将来推計	14
8. 投資試算	16
9. 財源試算	18
10. 投資・財政計画の検討.....	19
11. 業務指標（PI）	32
12. 財政シミュレーション（特環）	33

III 簡易排水事業編

13. 長和町簡易排水事業の概要	36
14. 将来推計	37
15. 投資試算	38
16. 財源試算	40
17. 投資・財政計画の検討.....	41
18. 業務指標（PI）	44
19. 財政シミュレーション（簡排）	45

IV 個別排水事業編

20. 長和町個別排水事業の概要	48
21. 将来推計	48
22. 投資試算	49
23. 財源試算	51
24. 投資・財政計画の検討.....	52
25. 業務指標（PI）	55
26. 財政シミュレーション（個排）	56

I 共通編

1. はじめに

1.1. 経営戦略について

「経営戦略」は、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、この計画に基づき計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図っていく必要がある。

また、今後の人口減少社会においては、公営企業の経営のみならず、自治体行政のあり方、その中での公営企業に求められる役割を明らかにして、他の施策と連携して一体的にまちづくりをしていく必要がある。

（経営戦略策定・改定マニュアル（令和４年１月改定）より抜粋）

中長期的な経営の基本計画である経営戦略については、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けられるものであり、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCAサイクルを通じて質を高めていくため、３年から５年内の見直しを行うことが重要です。「新経済・財政再生計画改革工程表 2021」（令和３年１２月２３日経済財政諮問会議決定。以下、「改革工程表」という。）においても、経営戦略の見直し率を令和７年度までに100%とすることとされています。

（「経営戦略」の改定推進について（令和４年１月２５日付総財公第６号総財営第１号総財準第２号）より抜粋）

また、経営戦略の見直しに当たっては、特に、次の事項を投資・財政計画に盛り込むことが持続可能なサービスの提供に不可欠であるとされている。

- ① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映
- ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映
- ③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
- ④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革（料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）の検討
- ⑤ ①～④の事項を情勢変化に合わせ的確に反映できるよう、経営戦略は「３～５年毎に改定すること」（経営戦略策定・改定ガイドライン）

1.2. 下水道事業健全化に対する国の取り組み

下水道事業における厳しい経営状況を踏まえ、国土交通省では「経営戦略」の策定および見直しを推進しており、合わせて『社会資本整備総合交付金等』の要件に対して、経営の在り方を重視する方針を掲げている。

以下に令和4年度に示されている交付要件等を掲示する。

1.2.1. 社会資本整備総合交付金等の交付要件

1) 公営企業会計の適用に係る要件

国は、公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むため、公営企業会計の適用を推進しており、特に下水道事業は、令和6年度以降の予算・決算について、公営企業会計への移行が促されている。

⇒「公営企業会計の適用の推進について」（平成27年1月27日付け総財公第18号総務大臣通知。）および「公営企業会計の適用の更なる推進について」（平成31年1月25日付け総財公第9号総務大臣通知。）

2) 使用料改定の必要性の検証に係る要件

公営企業会計の導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、次の検証や策定を行い、関係資料を国土交通省へ提出するとともに住民への公表が求められています。

- ・下水道使用料の改定の必要性に関する検証
- ・経費回収率の向上に向けたロードマップを策定

⇒総務省より、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定要請

「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付け総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）

1.2.2. 社会資本整備総合交付金等における重点配分要件

公営企業会計を適用した地方公共団体においては、以下のいずれにも該当しないことが要件とされています。

- ①経費回収率の向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成できていない
- ②令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³（税抜）未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、さらに15年以上使用料改定を行っていない

⇒下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項

令和2年7月22日付け 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課事務連絡

1.3. 今回の経営戦略の改定について

1.3.1. 長和町における「経営戦略改定」の背景

公共下水道事業等を取り巻く環境については、人口減少に伴う有収水量及び使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新工事及び建設改良費の増大、並びにこれまでの施設整備費用に要した企業債の償還金が大きいく等が懸念され、将来的に多くの課題を有しています。

このような背景から、本町では、効率的かつ持続可能な経営を目的とし、計画期間を平成29年度から令和8年度までの10年間とする「経営戦略」を策定しました。

この時の経営戦略は地方公営企業法適用以前の会計方式（特別会計）によるものであり、地方公営企業法の適用に伴い、新たに減価償却費や長期前受金戻入などの勘定科目が増えたことから資産状況に着目した経営状況の更なる「見える化」が求められています。

前回の経営戦略の策定当時は、物価上昇がほとんど無く、必要経費は横ばい傾向にあるものという考え方が主流でした。しかし、近年、ウクライナ情勢に端を発する世界的な経済情勢の変化や物価高騰の影響が大きくなっており、公共下水道事業等の経営についてもこの影響を無視できない状況にあります。

また、国庫補助金の要件であるロードマップが明記されていない状況でした。

よって、策定から8年間の期間を経て、社会情勢の変化や国の要請を受け、経営戦略の改定を実施しました。

1.3.2. 改定のポイント

今回の改定のポイントは以下の5点です。

- ① 公営企業法適用様式への移行
- ② 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
- ③ 物価上昇率は、政府や日本銀行がインフレ目標として掲げている「毎年2.0%」を見込む
- ④ 物価上昇等を反映した上での安定的かつ持続可能な経営改革（使用料改定等）の検討
- ⑤ 下水道使用料の改定の必要性に関する検証及び経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略へ記載（社会資本整備総合交付金等における重点配分要件）

1.4. 用語集

表 1-1 用語集

用語	解説
公営企業会計	公営企業とは、地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。一般行政事務に要する経費が権力的に賦課徴収される租税によって賄われるのに対し、公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持される。 企業会計方式をとっており、官公庁会計方式が現金主義会計、単式簿記を採用しているのに対し、公営企業会計では、発生主義会計、複式簿記を採用。また、損益計算書、貸借対照表等の作成を義務付けられている。
経費回収率	$\text{下水道使用料} \div \text{汚水処理費(公費負担分を除く)} \times 100$ 使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す。 100%以上であることが必要である。数値が 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保および汚水処理費の削減が必要である。
汚水処理費	汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係る経費の総額。 汚水資本費は、地方公営企業法適用事業において、汚水に係る企業債利息および減価償却費が含まれる。地方公営企業法非適用事業では、減価償却が含まれない。 汚水維持管理費は、管渠費、ポンプ場費、処理場費および総係費等で構成されており、年間に使用した単年度の経費額となる。
汚水処理原価	$\text{汚水処理費(公費負担分を除く)} \div \text{年間有収水量}$ 有収水量 1m³あたりの汚水処理に必要な経費を表した指標。明確な数値基準はないが、使用料単価と比較し、効率的な汚水処理が実施されているかの分析に用いる。
使用料単価	$\text{下水道使用料} \div \text{年間有収水量}$ 有収水量1m³あたりの下水道使用料を表した指標。一般的に、150円/m³が基準とされている。 これは、平成17年1月21日全国財政課長・市町村課長合同会議資料における、下水道使用料の適正化に関して『現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業にあっては、<u>まずは、使用料単価を150円/m³(家庭用使用料3,000円/20m³・月)に引き上げること。特に、資本費等汚水処理原価が著しく高かつ経費回収率の低い事業にあっては、早急な使用料の適正化が望まれること。なお、汚水処理原価が150円/m³を下回る場合は、使用料単価は当該汚水処理原価を上限とすべきであること。』を根拠としている。</u>
減価償却費	減価償却とは「資産の購入費用を法定耐用年数に応じて、適正に費用化すること」であり、建設費等を翌年以降に分割し各年度に費用として計上するもの。減価償却費は、帳簿上の処理で実際の現金処理は発生しない。
長期前受金戻入	処理場などの固定資産の取得の際に交付された補助金、工事負担金など(長期前受金)を資産の減価償却に合わせて各年度に収益として計上するもの。長期前受金戻入は、帳簿上の処理で実際の現金処理は発生しない。 経費回収率の算出においては減価償却費に対する控除額となる。
収益的収支	その期の営業活動に伴う収益とそれに対応する費用のこと。
資本的収支	効果が次期以降におよび将来の収益に対応する支出と、その財源となる収入のこと。下水道事業では、その多くが建設に係る費用となる。

2. 長和町の污水処理

2.1. 污水処理事業

本町の污水処理事業は、極めて制約された山岳溪谷地帯であることから、「長和町特定環境保全公共下水道事業」、「長和町簡易排水事業」および「長和町個別排水事業」の3事業により、行われている。これらの污水処理事業は長和町の水環境のみならず、依田川の最上流に位置する町としての責任もあり、これまで生活排水の処理を推進してきた経緯がある。

この3事業は個別の企業会計により運営されているため、「経営戦略」についても個別に策定することとする。なお、事業の運営は3事業とも「産業建設課 上下水道係」により実施されており、使用料金体系については、公共性の観点から統一されている。

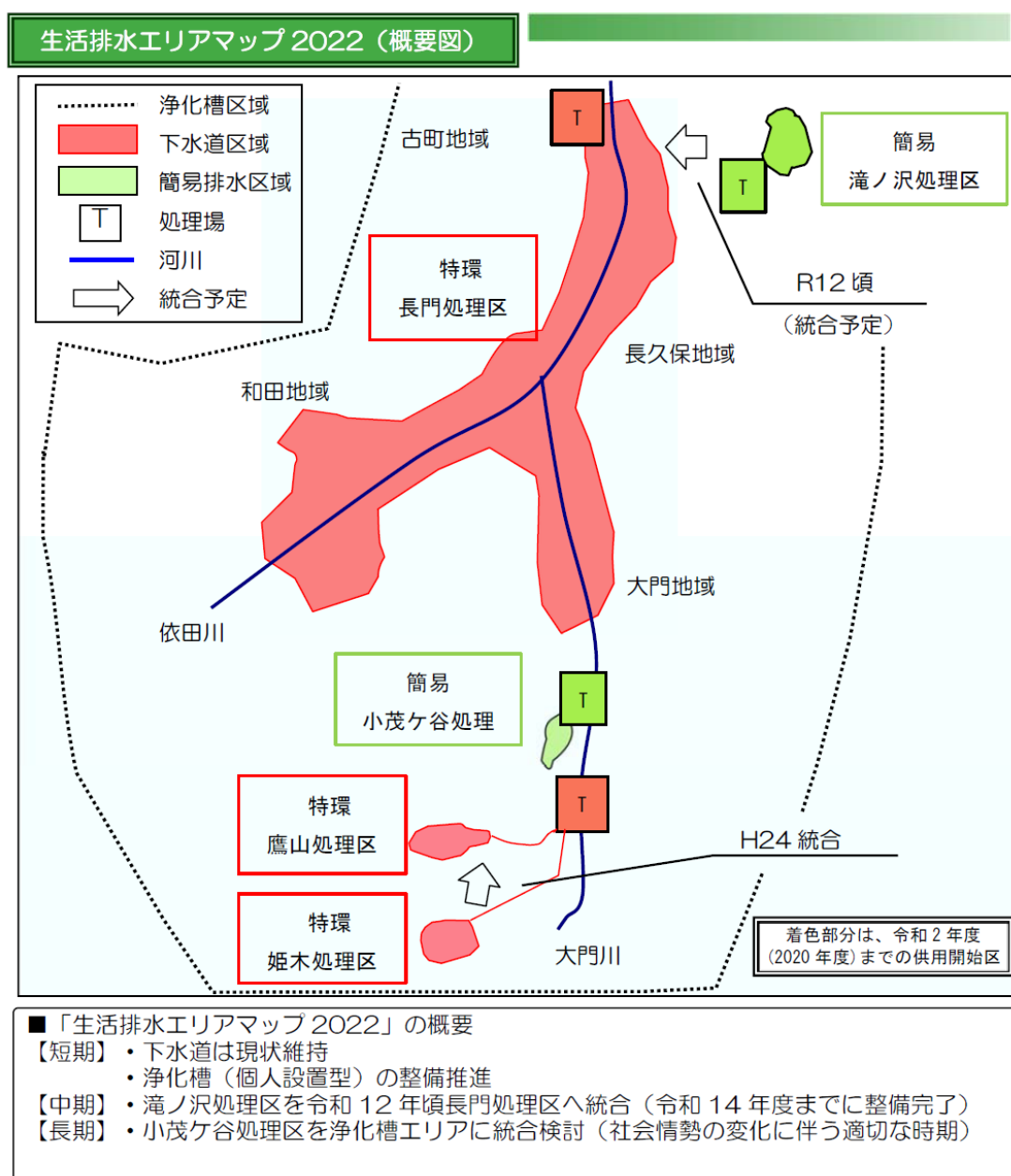


図 2-1 污水処理事業の全体イメージ

2.2. 長和町特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業は、長和町の人口の約 90%を受け持つ最も大きな事業であり、長門処理区と鷹山処理区の 2 処理区で構成されている。

長門処理区については、平成 3 年度に旧長門町の市街地 132ha を対象に特定環境保全公共下水道全体計画（長門処理区：基本計画）を策定し、その後、平成 18 年度に旧和田地区農業集落排水 120ha の統廃合、並びに区域拡大 17ha を行い、また令和 4 年度には区域外設置で対応していた 4ha を区域に追加し、計画区域を 273ha とし現在に至っている。

鷹山処理区については、平成 11 年度に旧長門町の南部に位置するリゾート地である鷹山地区 13ha を対象に特定環境保全公共下水道全体計画（鷹山処理区：基本計画）を策定し、平成 21 年度に姫木地区 29ha を追加して現在 42ha を対象に事業を進めている。

両処理区ともに、全体計画の全域において事業認可を受けており、平成 24 年度に全域整備が完了している。

表 2-1 長和町特定環境保全公共下水道事業

事業名	長和町特定環境保全公共下水道事業
経営主体	長和町
排除方式	分流式
流域下水道接続関係	単独で終末処理を行っている事業
建設事業開始	平成 6 年 1 月 18 日
供用開始	平成 10 年 3 月 20 日
特別会計設置	平成 5 年 4 月 1 日
法適・非適の区分	法適(全部)
法適用年月日	平成 31 年 4 月 1 日
全体計画面積	315ha
令和 5 年度末全体計画区域内人口	4,875 人
令和 5 年度末水洗化人口	4,858 人

2.3. 長和町簡易排水事業

本町の簡易排水事業は、滝ノ沢処理区および小茂ヶ谷処理区の 2 処理区（3ha）を計画区域としている。

表 2-2 長和町簡易排水事業

事業名	長和町簡易排水事業
経営主体	長和町
排除方式	分流式
流域下水道接続関係	単独で終末処理を行っている事業
建設事業開始	平成 10 年 11 月 16 日
供用開始	平成 10 年 12 月 21 日
特別会計設置	平成 6 年 4 月 1 日
法適・非適の区分	法適(全部)
法適用年月日	平成 31 年 4 月 1 日
全体計画面積	3ha
令和 5 年度末全体計画区域内人口	52 人
令和 5 年度末水洗化人口	52 人

2.4. 長和町個別排水事業

本町の個別排水事業は、特定環境保全公共下水道区域および簡易排水事業区域以外の区域において、町が地方単独事業として自ら個別の住宅等における合併処理浄化槽の整備を行っている。

表 2-3 長和町個別排水事業

事業名	長和町個別排水事業
経営主体	長和町
建設事業開始	平成 5 年 10 月 27 日
供用開始	平成 6 年 8 月 15 日
特別会計設置	平成 6 年 4 月 1 日
法適・非適の区分	法適(全部)
法適用年月日	平成 31 年 4 月 1 日
令和 5 年度末浄化槽設置基数	14 基
令和 5 年度末水洗化人口	25 人

3. 経営戦略の基本方針

3.1. 物価上昇の取り扱い

将来的な物価上昇を見込むものとする。ウクライナ情勢に起因したエネルギー需給問題等を受け、今年度は大幅な物価高が記録された。これに対して恒久的な上昇傾向にあるかは判断できない。ここでは政府が示しているインフレ目標である 2%を基準とし、維持管理費の上昇率を令和 5 年度基準に対し毎年 2%増加するものと仮定した。

合わせて職員人件費についても将来的な上昇を見込むものとする。近年物価高の影響を受け民間企業の賃金上昇がなされているが、恒久的な上昇傾向にあるかは判断できない。ここでは職員人件費の上昇率を令和 5 年度基準に対し毎年 2%増加するものと仮定した。

3.2. 計画期間の設定

計画期間は 10 年間とし、令和 7 年度から令和 16 年度までの計画とする。

3.3. 経営の基本方針

長和町では、全国的な傾向と同様に、人口減少、少子高齢化社会が進展している状況にあり、このような影響を緩和し、持続可能な社会を構築するためにも、河川等の水質悪化を防止し、豊かな自然環境を維持するため、公共下水道事業の健全な経営に努める必要がある。

令和 4 年度に策定した「経営プラン 2022」に基づき、以下の項目を経営の基本方針とする。

1. 安定的なサービスの提供

- ・電気・機械類の定期的な修繕
- ・管路施設において破損の恐れが強い箇所の緊急点検（国道など）

2. 人口減少に対応した広域化による管理経営の推進

- ・維持管理における薬品類の一括発注による費用削減
- ・バイオマスの町内 100%利用
- ・近接する処理区の統合

3. 経営基盤の向上

- ・接続率の向上による収益増への取組み
- ・経営戦略を実施するとともに PDCA サイクルを活用

4. 効率化経営健全化の取り組み

本章は、経営の効率化および健全化を図るための方策について打合せを行った結果として、本事業を取り巻く現状を踏まえ、現時点において考えられる取り組みについて整理した。

4.1. 組織、人材、定員及び給与に関する事項

長和町特定環境保全公共下水道事業は、長和町産業建設課によって事業運営がなされている。上下水道係は、水道事業、特定環境保全公共下水道事業、簡易排水事業および個別排水事業の全てを職員 3 名、嘱託 1 名の体制で運営している。

当面は、現状の体制のままとするが、今後は事業の進捗状況に応じ、適正な職員数となるように見直しを進めることとする。

職員の給与制度は、町の制度を適用しており、これまでも給与制度の見直しを進めてきた。今後も引き続き必要な見直しを進めることとする。

4.2. 住民サービスの確保に関する事項

必要な住民サービスを将来的にわたり確保するために、民間の資金・ノウハウの活用等の促進を図るなどの検討を行う必要がある。

本事業において、PPP/PFI について協議したが、事業規模や地域的特性からも、民間活力の活用は見込みにくい状況にあるとし、今回計画においては見込まないものとした。

4.3. その他の経営基盤

経営基盤を計画的に強化するために、「企業環境の整備」、「資産の有効活用」、「情報通信技術の活用」、「新技術の活用」について検討する。

本事業において、上記の方策について協議した結果、周囲に大きな企業が存在しないことなどの立地条件を踏まえ、活用については見込みにくい状況にあるとし、今回計画においては見込まないものとした。

4.4. 資金不足率に関する事項

地方公共団体の財政健全化に関する法律に定める「資金不足率」または地方財政法に定める「資金の不足額」がある場合には、その発生要因を分析し、解消のための方策を検討する必要がある。

本事業においては、計画期間内において「資金の不足額」が発生しないと予想された。

4.5. 資金管理・調達に関する事項

「投資・財政計画」と併せて、適正かつ効率的な資金管理及び資金調達を実行できるように「資金計画」を策定する必要がある。また、内部留保の適切な活用についても検討する。

5. 策定後の検証及び更新

長和町における特定環境保全公共下水道事業では、今後、処理場の機電更新工事をはじめとし、施設の維持管理に努めることを想定している。

今後は 5 年毎に人口動態や地域経済等の将来予測を踏まえ、経営戦略の見直しを行い、PDCA サイクルを活用しながら事業を推進することが重要である。

また、本経営戦略に基づき事業を推進していくなかで、毎年度、収支バランスを確認し、この経営戦略との大きなかい離が生じるようであれば、随時見直しを行うこととする。

II 公共下水道編

6. 長和町特定環境保全公共下水道事業の概要

6.1. 事業経緯

長和町特定環境保全公共下水道事業は、長門処理区と鷹山処理区の2処理区で構成されている。全体計画面積は315haである。

全体計画に基づく事業計画は、今年度工期延伸を行っているが、事業計画区域面積は全体計画区域面積と同じ315haである。

処理区毎に終末処理場を有しており、長門処理区には長門水処理センターが、また、鷹山処理区には鷹山水処理センターが稼働している。

長門処理区における終末処理場である長門水処理センターの処理方式はオキシデーショondiッチ法（2池）であり、計画処理能力は晴天日最大3,400m³/日を有している。また、用地を必要とするポンプ場としては、旧和田処理区から揚水する和田橋ポンプ場を有している。和田橋ポンプ場の最大揚水能力は1.34 m³/分である。

鷹山処理区における終末処理場である鷹山水処理センターの処理方式はオキシデーショondiッチ法（1池）であり、計画処理能力は晴天日最大420m³/日を有している。また、当該処理区には用地を必要とするポンプ場はない。

6.2. 今後の整備予定

面整備は終了しており、今後は施設の維持管理を行っていく予定である。

また、『生活排水エリアマップ 2022』では、令和12年度頃に簡易排水処理事業である滝ノ沢処理区の統合を計画している。今後の人口動態に応じて令和12年度以降に検討を行うこととする。

7. 将来推計

7.1. 計画人口

長和町の行政人口は、昭和 30 年代後半からの高度経済成長に伴い、都市部への人口流出が激化し、昭和 35 年以降、行政人口は減少の一途をたどっている。行政人口は令和 5 年度末時点で 5,540 人である。将来予測については、社人研推計で示された将来行政人口に 300 人を加算した推計値を採用した。

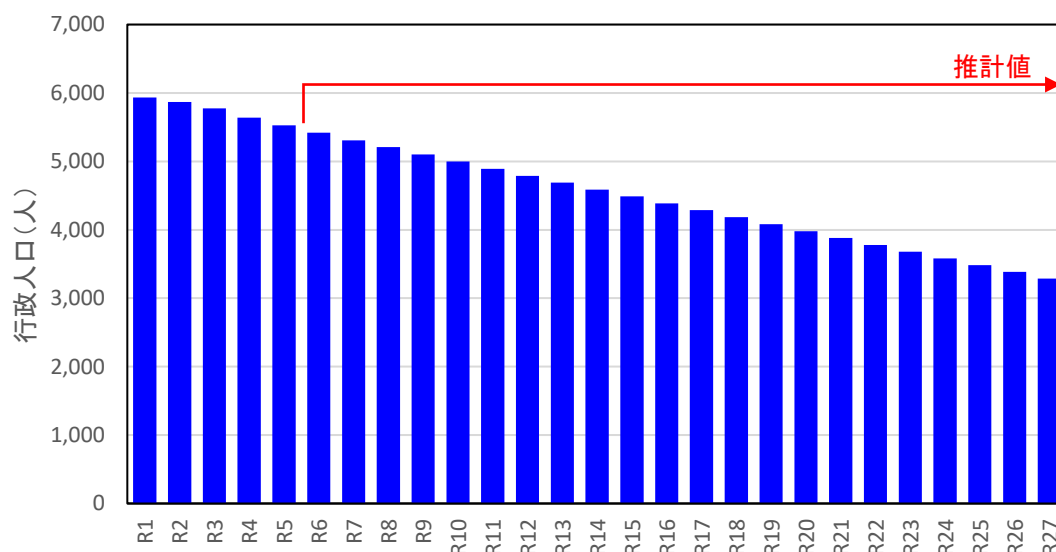


図 7-1 長和町行政人口の推移

表 7-1 計画行政人口の予測

年度	令和 5 年(現況)	令和 16 年	令和 27 年
将来行政人口	5,540 人	4,388 人	3,289 人

7.2. 下水道計画区域内人口

下水道計画区域内人口は、行政人口に占める割合を現況固定（88%）とし、令和 16 年度に 3,857 人、令和 27 年度には 2,891 人に減少すると見込んでいる。

表 7-2 下水道区域内人口

年度	令和 5 年(現況)	令和 16 年	令和 27 年
将来下水道計画区域内人口	4,875 人	3,857 人	2,891 人

7.3. 水洗化人口

現在の接続率（人口）は、令和 5 年度末時点の整備人口 4,875 人に対し、水洗化人口 4,858 人、接続率 99.7%と高い水準にある。今後とも同程度の接続率を維持できるものと試算している。

7.4. 計画水量

計画水量は、過年度の実績を基にした有収水量と水洗化人口より、一人当たりの日有収水量を算出し、近年の実績値である 270L/人・日 に水洗化人口を乗じて算出した。

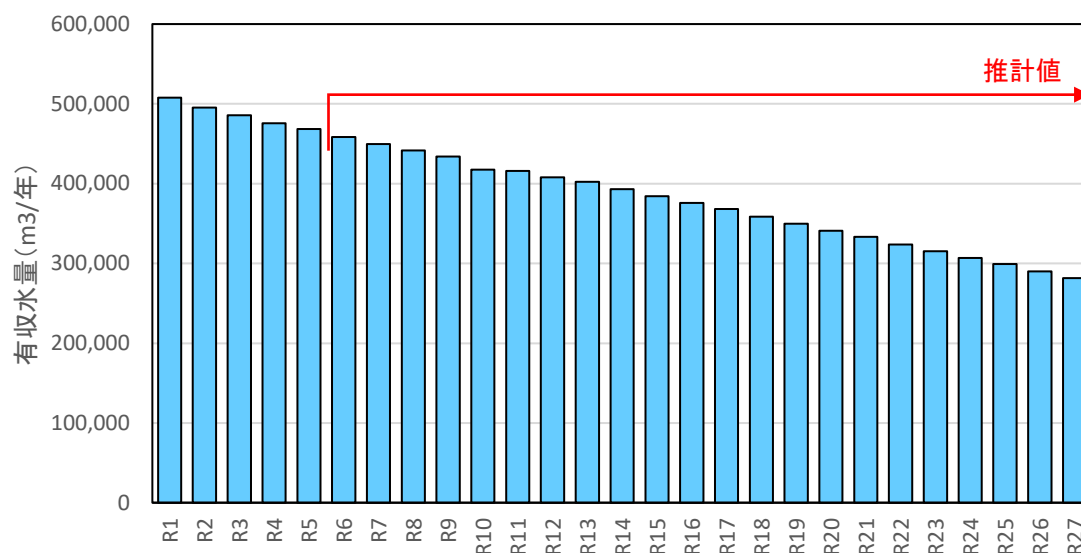


図 7-2 有収水量の推計

8. 投資試算

8.1. 維持管理費の試算

維持管理費は汚水処理に関する費用であり、本事業においては決算調書に基づき、人件費の他に光熱水費、通信運搬費、修繕費、委託費、およびその他に分類した。

職員人件費は、令和 5 年度決算額を基準とし、年間約 7,200 万円とした。

光熱水費及び薬品費は有収率 88%と仮定した処理水量に比例するものとし、そのほかの経費は現状固定額とした。

この基本額に、前述した物価上昇率 2%、人件費上昇率 2%を乗じて試算する。

令和 5 年度の経費総額：8,276 万円に対し、令和 16 年度には 9,856 万円まで増加すると試算される。

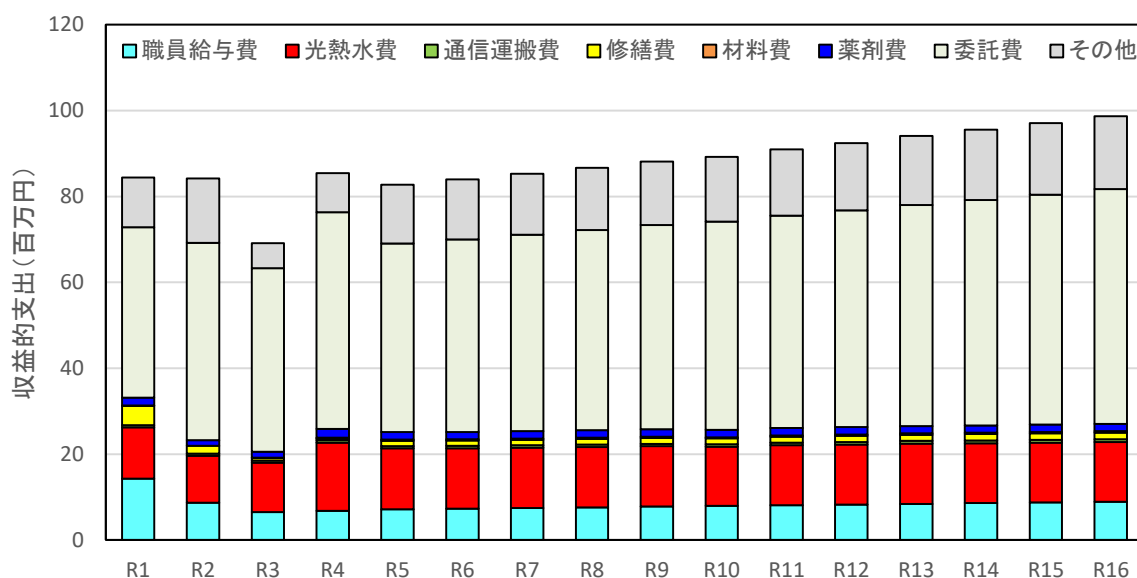


図 8-1 維持管理費の試算

8.2. 新規建設に伴う建設改良費の試算

現在整備が完了していることから、新規建設は発生しない。よって新規建設改良費は計上しないこととした。

8.3. 更新費用の試算

更新費用については、将来的に改築更新時期が集中することが懸念され、長寿命化対策のような改築更新費の平準化が必要となる。

現時点での町の計画としては、『水循環・資源循環のみち2022』の検討において、令和7年度より年間80,000千円の費用を見込んでおり、今回の経営戦略の見直しにおいても、この試算額を採用した。

8.4. 投資試算の整理

前述した投資試算を以下のように整理する。

1) 処理場施設の更新

現在2地区において処理場が稼働しており、このうち最も古くから稼働している長門水処理センターでは、供用開始から26年が経過しています。一般的な機械・電気の耐用年数は15年とされており、今後更新費用の増加が見込まれます。

令和7年度より、ストックマネジメント計画に基づき、年間80,000千円の更新費用を計画しています。

2) 管路施設の更新

令和5年度末における管路総延長は約85km、中継ポンプは16箇所となります。これら管路の建設期間が全体で19年間と短いため、今後の更新において耐用年数のみで評価した場合に投資金額に大きな波が生じることが懸念されます。この費用の平準化が経営の安定化において重要な課題となるため、今後策定するストックマネジメント計画に基づく改築更新に取り組んでいきます。

9. 財源試算

9.1. 使用料の試算

使用料は、有収水量に比例するものと考え、有収水量に単価を乗じて算出する。

9.1.1. 現行の使用料

現行の使用料は表 9-1 のように定められており、原則として水道使用量から算出する従量制となっている。20m³あたりの下水道使用料は 3,400 円となっており、1m³あたりに換算すると 170 円/m³である。実際の使用料収入と有収水量から求められる、実態使用料単価は、直近の値である 220 円/ m³を試算における基本単価とする。

表 9-1 下水道使用料(1ヵ月)

区分		料金(円)
基本料金	8m ³ まで	1,120
超過料金 1m ³ あたり	1～12m ³	190
	13～24m ³	230
	25～36m ³	270
	37m ³ ～	310

※使用料 (消費税抜き)=基本料金+超過料金

9.1.2. 使用料の推計

使用料は有収水量に単価を乗じて算出する。今後とも現状の単価の場合を図 9-1 に示す。人口減少に伴い、料金収入の減少が予想される。

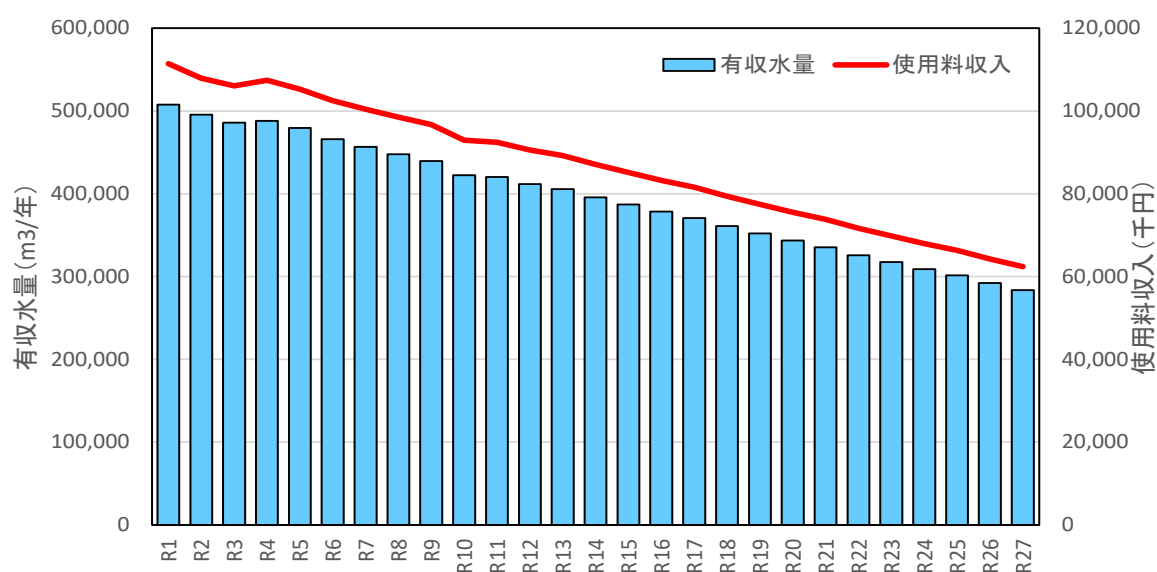


図 9-1 使用料の経年変化

9.2. 受益者負担金の試算

受益者負担金については、今後の接続はそれほど多くないことから、計上しないこととする。

9.3. 起債（事業債）の試算

建設改良費のうち、国庫補助金および県補助金以外の財源については全額起債を想定している。これまでは資本費平準化債を導入しており、償還金額の増加による資金調達リスクにおける対策がなされている。

10. 投資・財政計画の検討

計画期間内の収支見通しである「投資・財政計画」を、「投資試算」および「財政試算」が均衡する形で策定する。また、投資以外の経費の適正な算定についても留意する。

10.1. 一般会計繰入金の考え方

財政バランスを図るために、不足額を一般会計繰入金で賄うこととなる。

収益的収支（3条）が赤字にならないように一般会計繰入金等を投入することとする。

すなわち、赤字分を補填するために他会計補助金を投入することとする。その額は経常損益が約5千万円となる額とする。

この時、減価償却費および長期前受金戻入については現金支出を伴わないため、単年度ベースで現金が残る計算となる。この減価償却費と長期前受金戻入の差額を上限とし、損益勘定留保資金として資本的収支（4条）の補填財源とする。

そのうえで不足額が生じる場合には、他会計補助金として赤字分を補填することとする。

10.2. 将来推計（使用料改定無し）

10.2.1. 収益的収支

収益的収入と収益的支出の比較を図 10-1 に示す。

令和 7 年度まで総額が減少していくものの、経費増等の影響により徐々に総額が増加していく傾向にある。

使用料収入の減少を補うべく、他会計負担金が増加していく傾向にある。

また、減価償却費と長期前受金戻入は現金の出入りを伴わない計上金額であり、大きな割合を占めている。

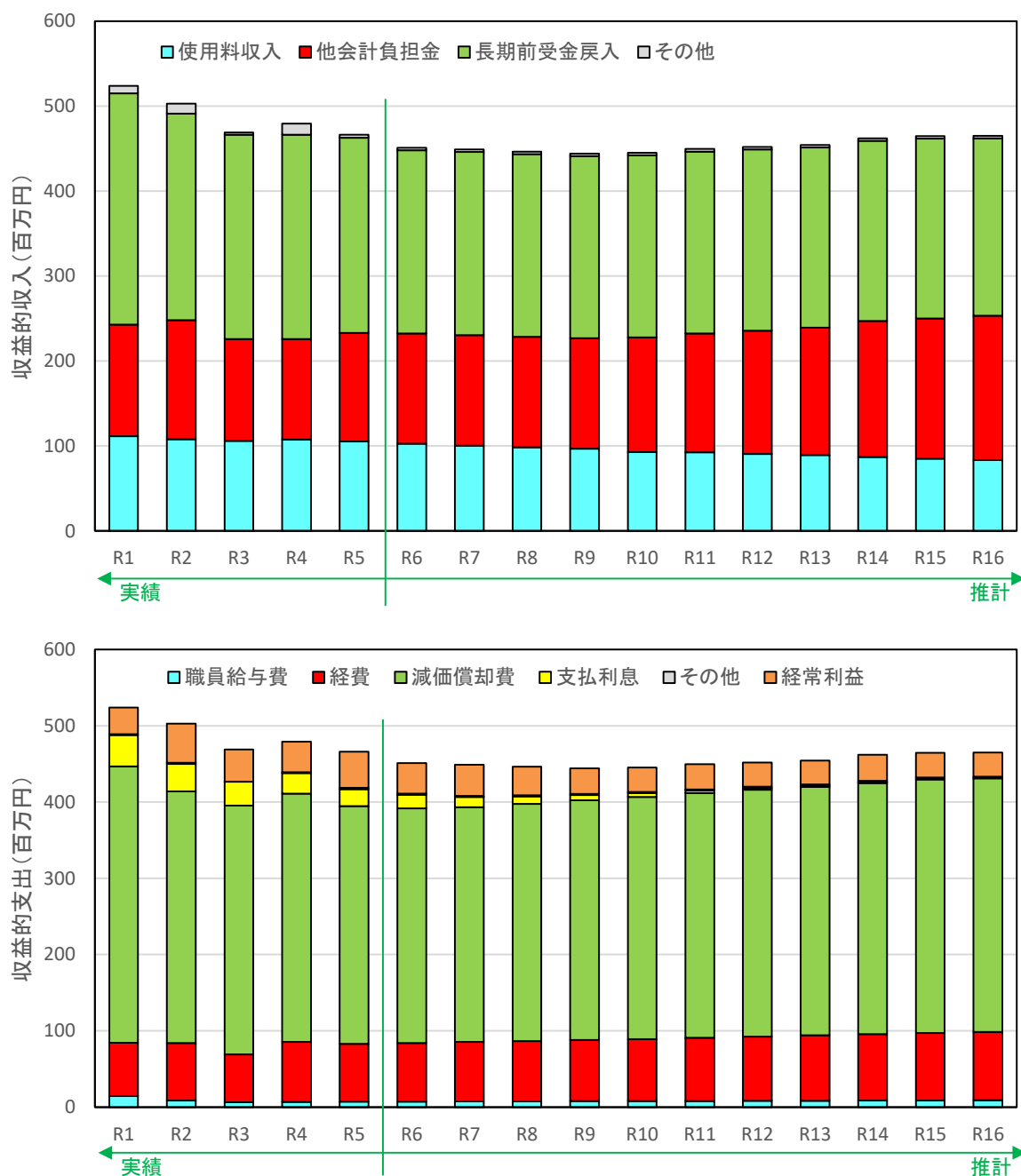


図 10-1 収益的収支の経年変化(上段:収入、下段:支出)

10.2.2. 資本的収支

資本的収入と資本的支出の比較を図 10-2 に示す。

収入と支出との差額は損益勘定留保資金により補填しており、その原資は減価償却費と長期前受金戻入との差額によるものである。すなわち、収益的収支により生じた余剰現金は資本的収支の穴埋めに使われていることとなる。

令和 7 年度以降の処理場改築工事に伴い、建設改良費が発生し、その財源として国庫補助金（50%）と新規起債（50%）が発生している。

当面は企業債償還金額が大きく、他会計負担金が多く必要となっている。令和 12 年度以降は他会計負担金の投入は不要となることが試算されている。

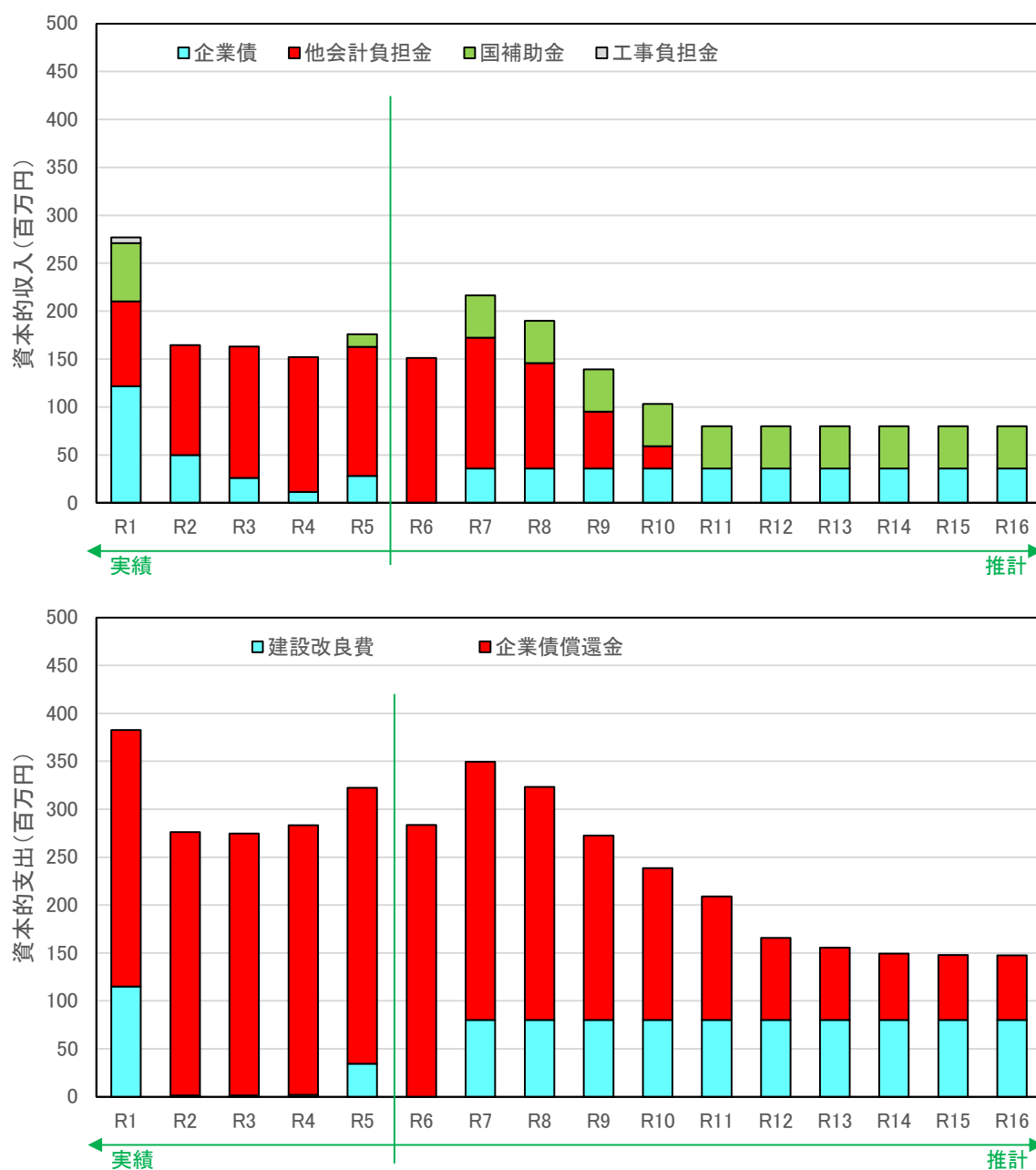


図 10-2 資本的収支の経年変化(上段:収入、下段:支出)

10.2.3. 経費回収率

経費回収率は汚水処理費に占める使用料収入の割合である。

汚水処理費は維持管理費と資産費からなるが、現在高資本費対策措置として資産費が控除対象となっている。これは、自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となっている下水道事業について、資本費負担の軽減を図ることにより経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部について繰り出すための経費として認めることで経営の安定化を図る措置である。汚水処理費の内訳を図 10-3 に示す。

図 10-6 に示すように、汚水処理費の増加と使用料収入の減少により、今後経費回収率は悪化する傾向にある。

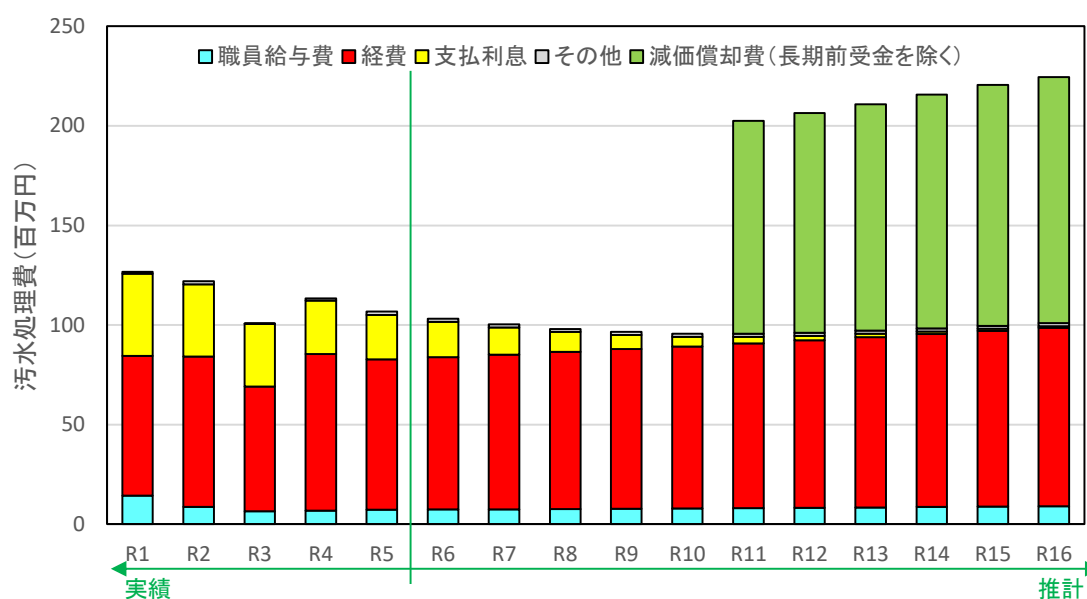


図 10-3 汚水処理費の内訳

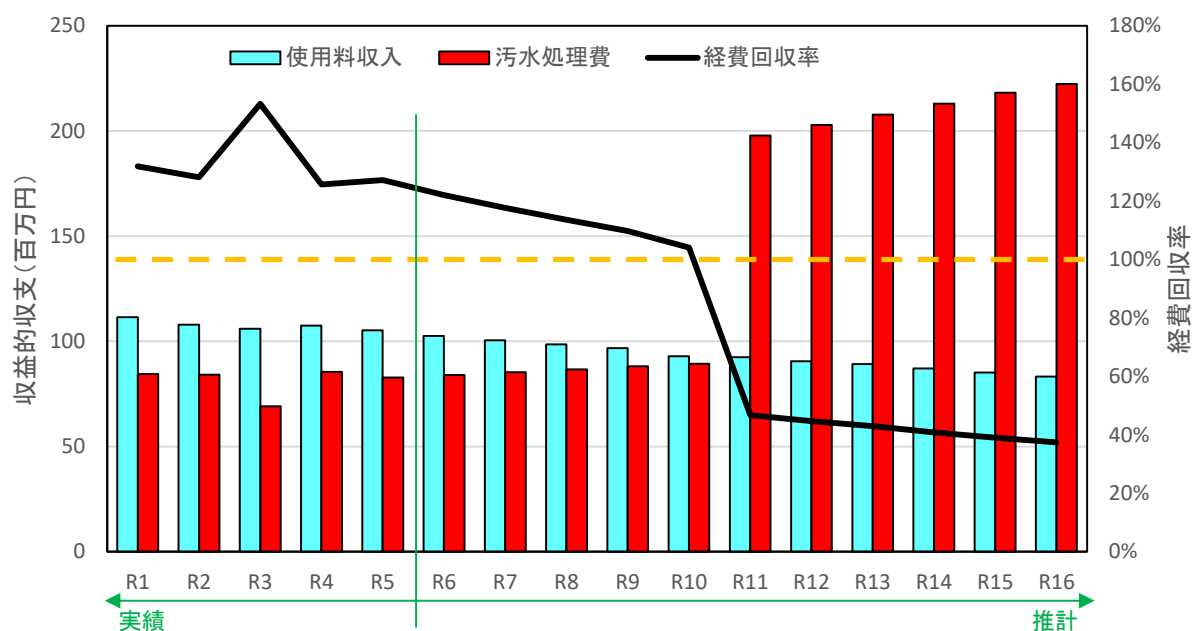


図 10-4 経費回収率の推計(改定無し)

高資本費対策措置は、現在、以下の条件を満たした場合に適用されている。

ア 繰出しの対象となる事業は、供用開始 30 年未満の下水道事業（特定公共下水道及び流域下水道を除く。）で、前々年度における当該事業の資本費及び使用料がそれぞれ次の要件を満たすもので、経営健全化のために十分な努力をしていると認められる事業とする。

① 資本費：有収水量 1 m³ 当たりの算定対象資本費（資本費から雨水処理に要する資本費及び分流式下水道等に要する資本費に処理区域内人口密度の段階等に応じ次に定める乗率（特定環境保全公共下水道等は 0.6）を乗じて得られる額を控除した額とする。）が 52 円以上。

② 使用料：有収水量 1 m³ 当たりの使用料が 150 円以上

イ 繰出しの基準額は、前々年度における有収水量 1 m³ 当たりの算定対象資本費のうちア①に定める基準を超える額（次に定める算定対象資本費の段階ごとに、それぞれの段階に応じて定める乗率を乗じて得られる額の合算額）に、前々年度における当該事業の年間有収水量を乗じて得た額とする。

この結果、長和町の下水道事業では、ほぼ満額が控除対象となっている。

しかしながら、供用開始 30 年を経過した令和 10 年度以降は、この適用が無くなることにより、経費回収率が急激に低下することが予想される。

また、地方公営企業法適用前には資産費が計上されていなかった。資産費は減価償却費から長期前受金戻入を差し引いた額となり、令和 7 年度以降の処理場改築工事に伴い、資産額が増加することにより資産費も増加することとなる。

これらのことから、令和 10 年度の経費回収率は 50%を下回ることが予想されている。

前述のとおり、経費回収率が 80%以下の場合、国庫補助金が打ち切られる可能性があるため、早急に財政健全化の取組が必要であると考えられる。

参考に、高資本費対策措置が適用されない場合の、污水处理費及び経費回収率の推計結果を以下に示す。

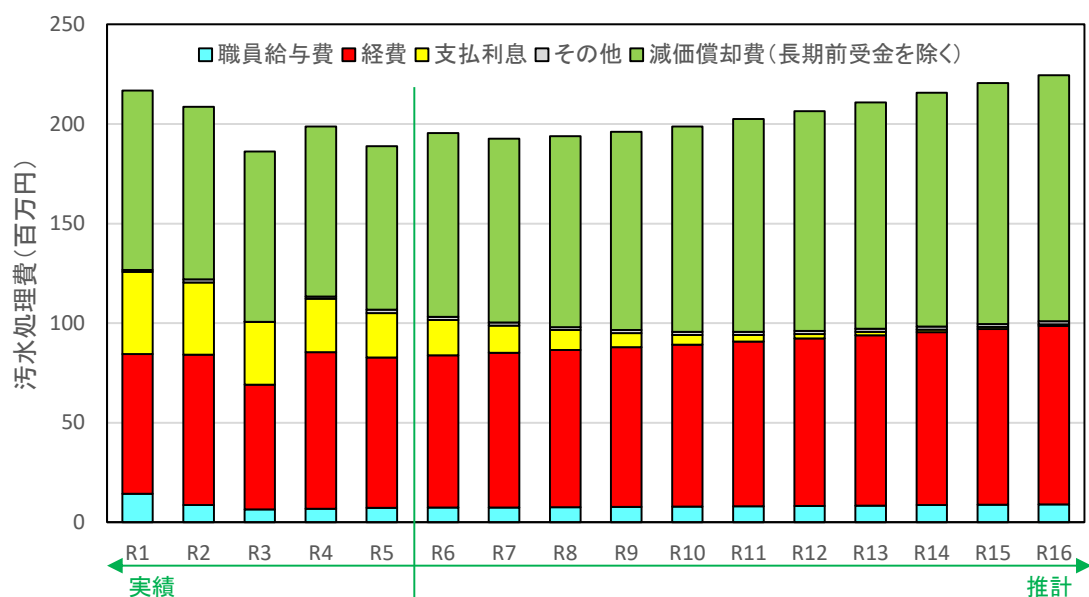


図 10-5 高資本費対策措置を除いた場合の污水处理費の推計(改定無し)

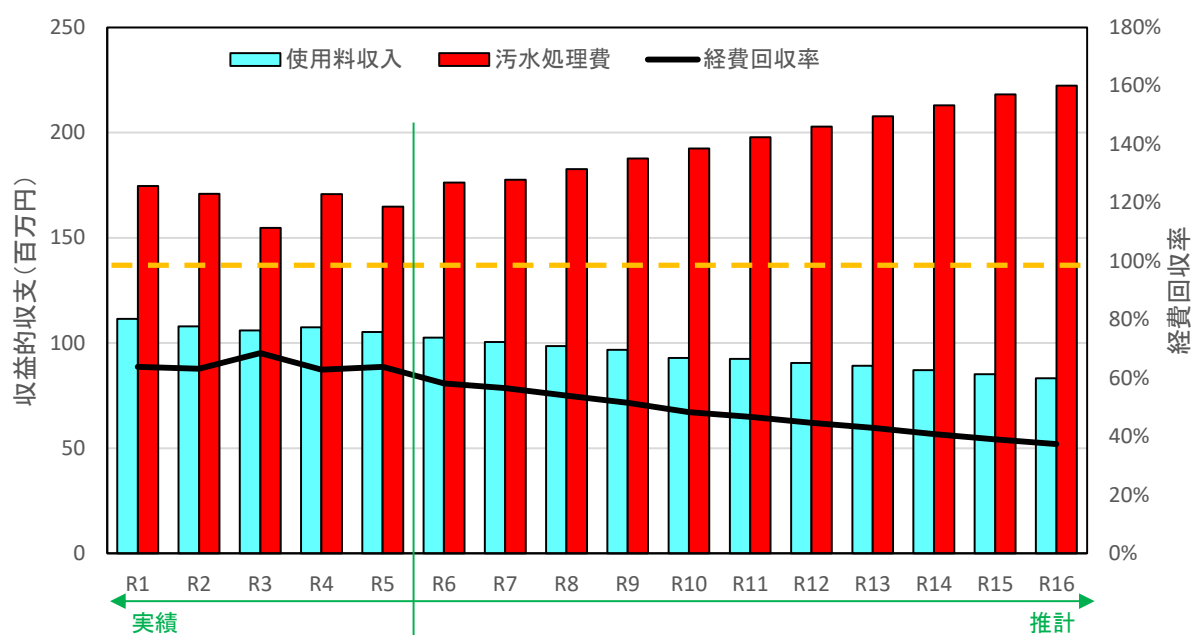


図 10-6 高資本費対策措置を除いた場合の経費回収率の推計(改定無し)

10.3. 使用料改定の検討

10.3.1. 基本的な考え方

地方公営企業は、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用される。現在の長和町では、不足する財源に一般会計繰入金を充てることで収支を維持しており、今後は人口減少に伴う下水道使用料の減少を賄うために、更なる財政支出が必要となることが懸念される。

下水道使用料を改定した場合、当然のことながら収益的収入における使用料収入が増加する。収支均衡を図るために、他会計負担金を投入しているため、使用料収入の増加分を他会計補助金から差し引くことで収支均衡を図ることができる。

下水道使用料の改定は収益的支出の金額や資本的収支に影響を及ぼすことはない。

使用料改定の検討にあたっては、全体としてどの程度使用料を上昇させれば、他会計補助金を圧縮できるかが重要である。

よって以降は、収益的収入の内訳として、使用料収入の増加と他会計補助金の減少に着目し、また、経費回収率を基準として、検討を進めることとする。

現在の経費回収率は、高資本対策措置の適用により高水準が保たれている。

しかしながら、この措置は供用開始後 30 年間までの適用であるため、令和 10 年度にはこの経過措置が適用されなくなることが見込まれる。

この時期に急遽、使用料を改訂すると住民負担が大きくなることが予想されるため、早めの対応が必要となる。

よって、以降の検討では将来的な視野を踏まえ、高資本対策措置がない状況での財政シミュレーションを基本に検討することとする。

10.3.2. 前提条件

下水道使用料の改定は、独立採算の原則に基づき、地域性を考慮しつつ社会情勢等の変化に柔軟に対応することが求められる。一方で下水道法に定められているように、下水道使用料については条例で定める必要があり、議会における議決事項である。このため、頻繁に改定することは住民生活への負担のみならず、事務手続きを増加させ行政側の負担も大きくなる。

一般的に改定頻度は 3～5 年とされており、総務省が指示している経営戦略においても、最低でも 5 年以内に下水道使用料の改定に関する検討をすることとされている。

今回の検討においては、経営戦略の改定時期との整合や住民負担に配慮し、5 年ごとの改定とした。また、初回は令和 7 年度を想定する。

10.3.3. 値上げ幅と経費回収率の関係

前述のとおり、経費回収率は汚水処理費に占める使用料収入の割合である。

$$\text{経費回収率} = \text{使用料単価} \div \text{処理原価} \times 100$$

経費回収率を目標値として設定した場合、必要となる使用料単価は以下の式で求められる。

$$\text{使用料単価} = \text{処理原価} \times (\text{経費回収率} \div 100)$$

表 10-1 に経費回収率を 100%、80%、60%として場合に必要となる値上げ幅を計算した結果を示す。

一般的に経費回収率は 100%を目標とすることとされているが、その場合、今回の計画期間内に 150%を超える値上げ幅が必要となり、現実的には難しいと考えられる。

重点配分要件に示された経費回収率 80%を満足するためには今回の計画期間内に 100%以上の値上げを実施する必要がある、これも現実的には難しいと考えられる。

経費回収率 60%は現在と同程度の水準を維持するために必要な値上げ幅を想定しており、これをキープするためには計画期間内に 50%以上の値上げを実施する必要がある。

表 10-1 使用料単価の試算

	処理原価 円/m ³	経費回収率100%		経費回収率80%		経費回収率60%	
		使用料単価 円/m ³	値上げ率 %	使用料単価 円/m ³	値上げ率 %	使用料単価 円/m ³	値上げ率 %
令和6年度	370.5	370.5	70%	296.4	36%	222.3	2%
令和7年度	378.9	378.9	74%	303.1	39%	227.3	4%
令和8年度	395.1	395.1	81%	316.1	45%	237.1	9%
令和9年度	411.7	411.7	89%	329.4	51%	247.0	13%
令和10年度	437.8	437.8	101%	350.2	61%	262.7	20%
令和11年度	449.8	449.8	106%	359.8	65%	269.9	24%
令和12年度	468.6	468.6	115%	374.9	72%	281.2	29%
令和13年度	484.7	484.7	122%	387.8	78%	290.8	33%
令和14年度	507.0	507.0	133%	405.6	86%	304.2	40%
令和15年度	529.1	529.1	143%	423.3	94%	317.5	46%
令和16年度	549.5	549.5	152%	439.6	102%	329.7	51%

※網掛けは使用料改定を予定している年度

10.4. 使用料改定（25%）の効果検証

将来的に高資本対策経費の控除が失われた状況においても、健全な財政状況を維持することを目的として、令和7年度及び令和12年度に使用料改定を行った場合の効果を検証した。改定幅は25%を想定した。

10.4.1. 使用料収入

有収水量の減少より使用料収入の増加割合が大きくなっている。

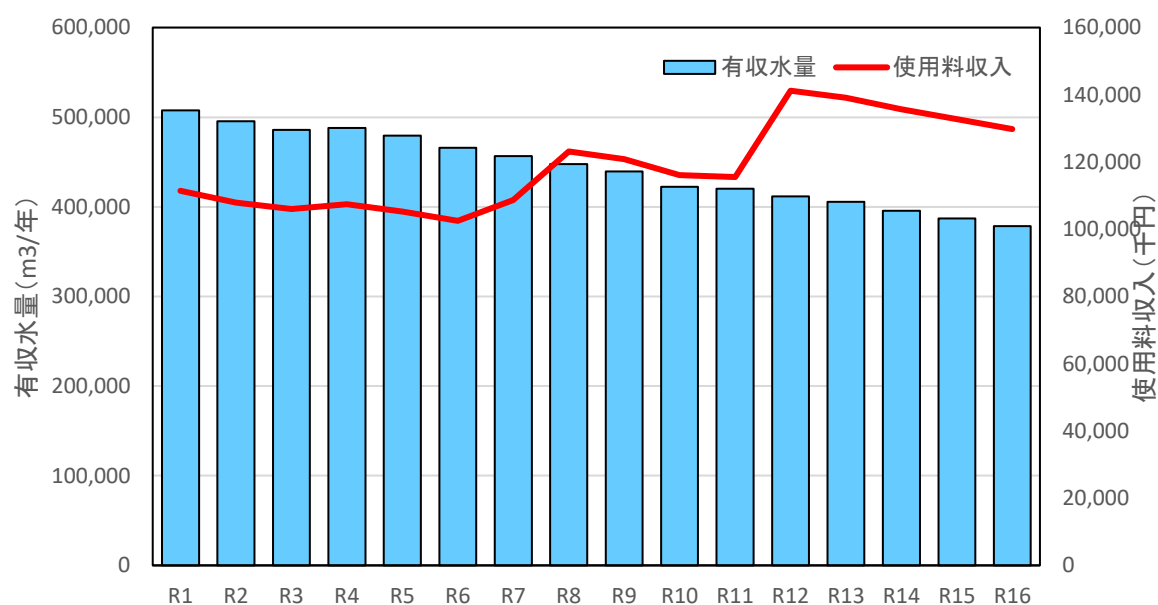


図 10-7 使用料収入の経年変化(改定 25%)

10.4.2. 収益的収支

使用料の増加により、他会計負担金の抑制が図れている。

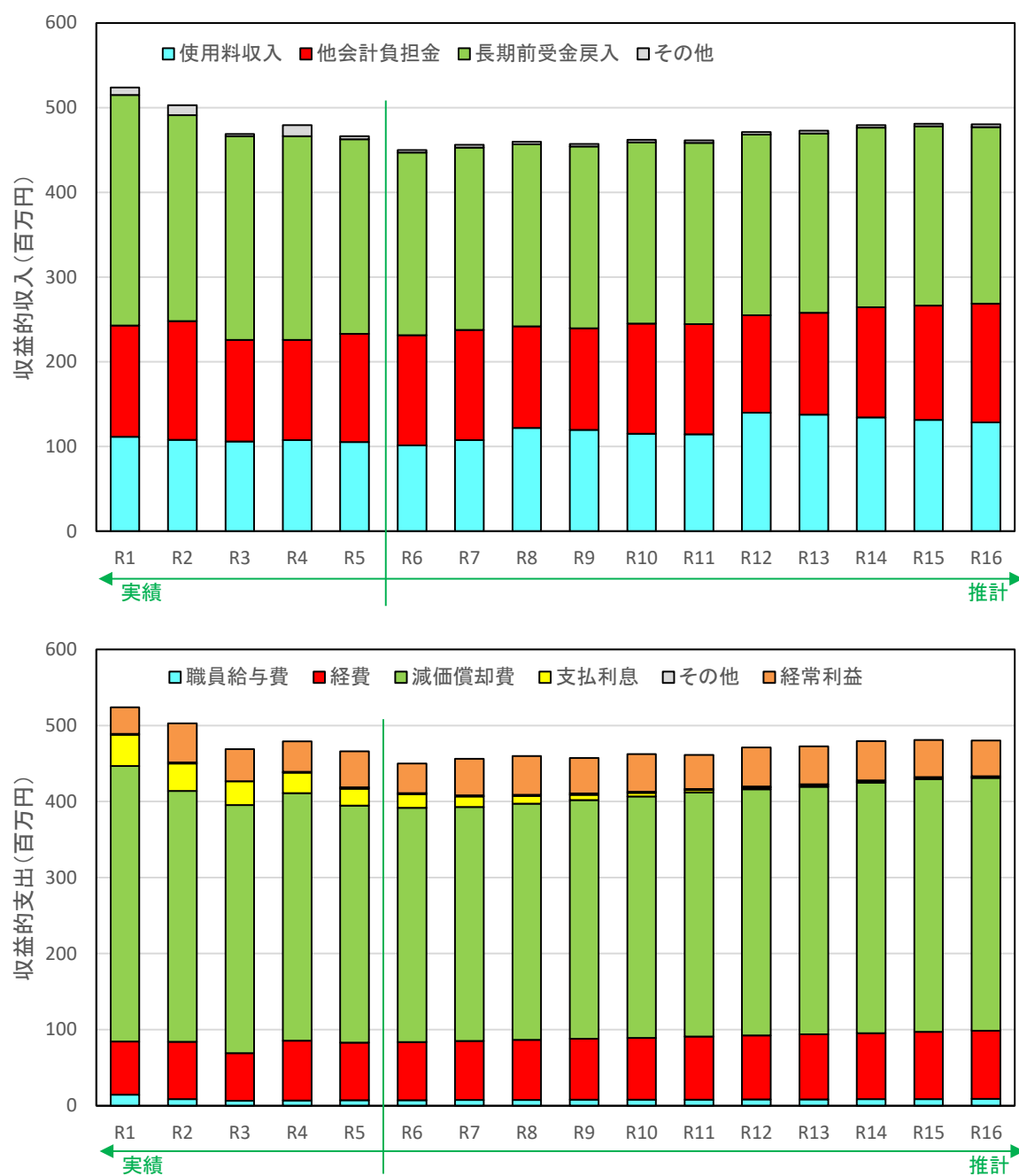


図 10-8 収益的収支の経年変化(上段:収入、下段:支出)

10.4.3. 経費回収率

使用料改定の増加により、経費回収率は改善する傾向にある。

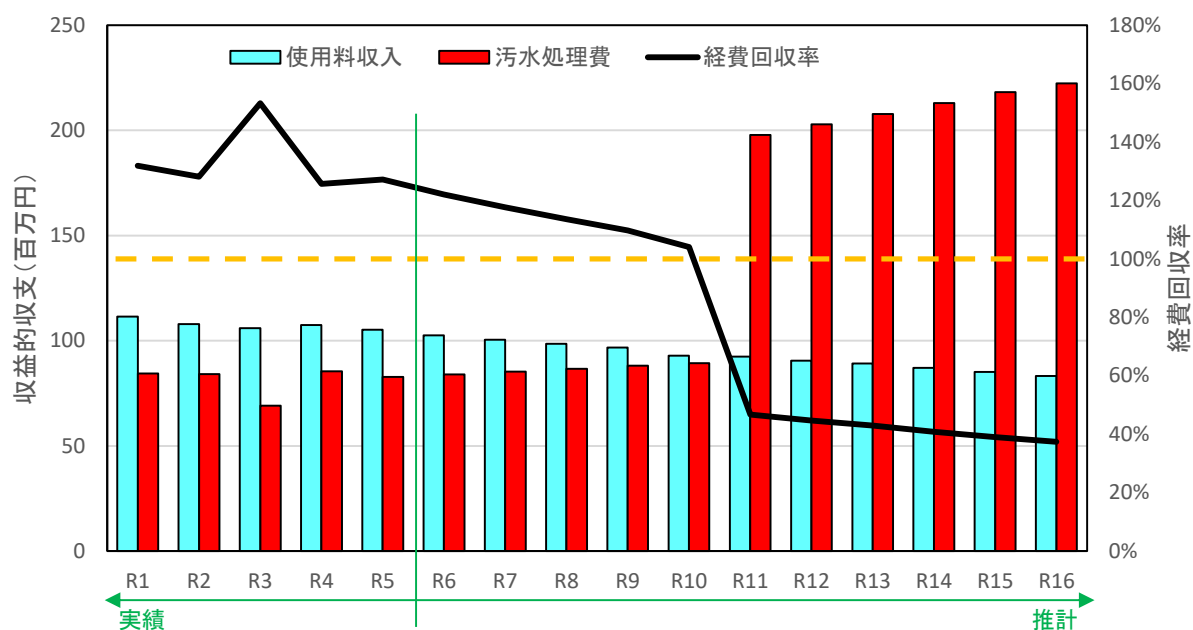


図 10-9 経費回収率の推計(改定無し・再掲)

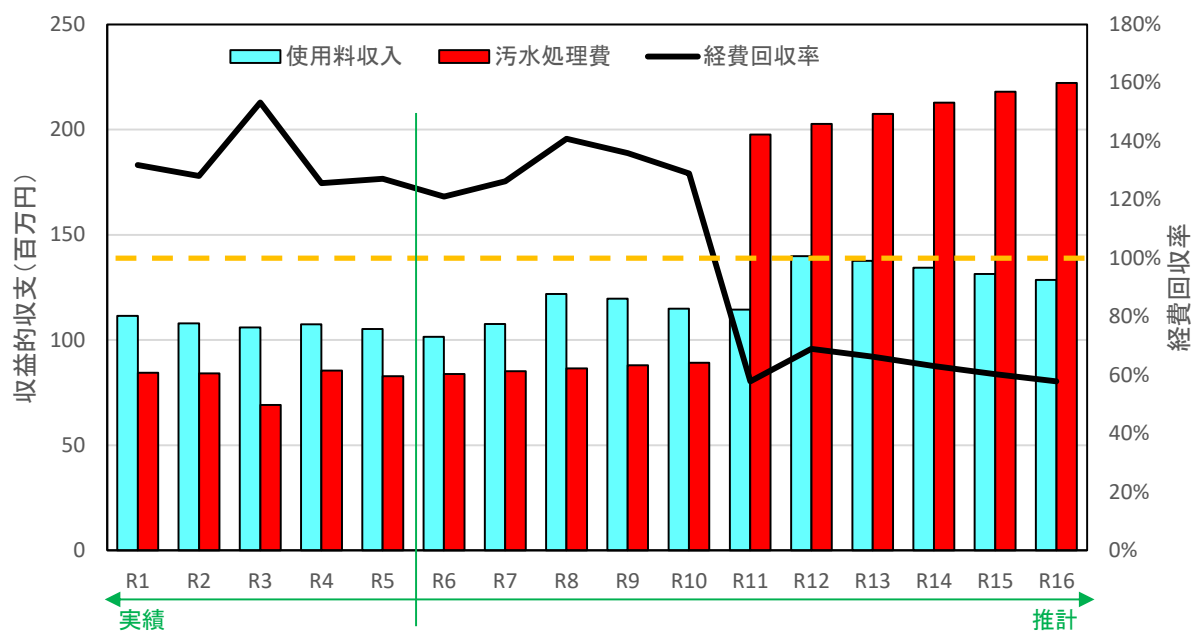


図 10-10 経費回収率の推計(改定 25%)

高資本費対策措置を考慮しない場合の経費回収率は、使用料改定の増加により現状程度の水準を維持できるものと試算される。

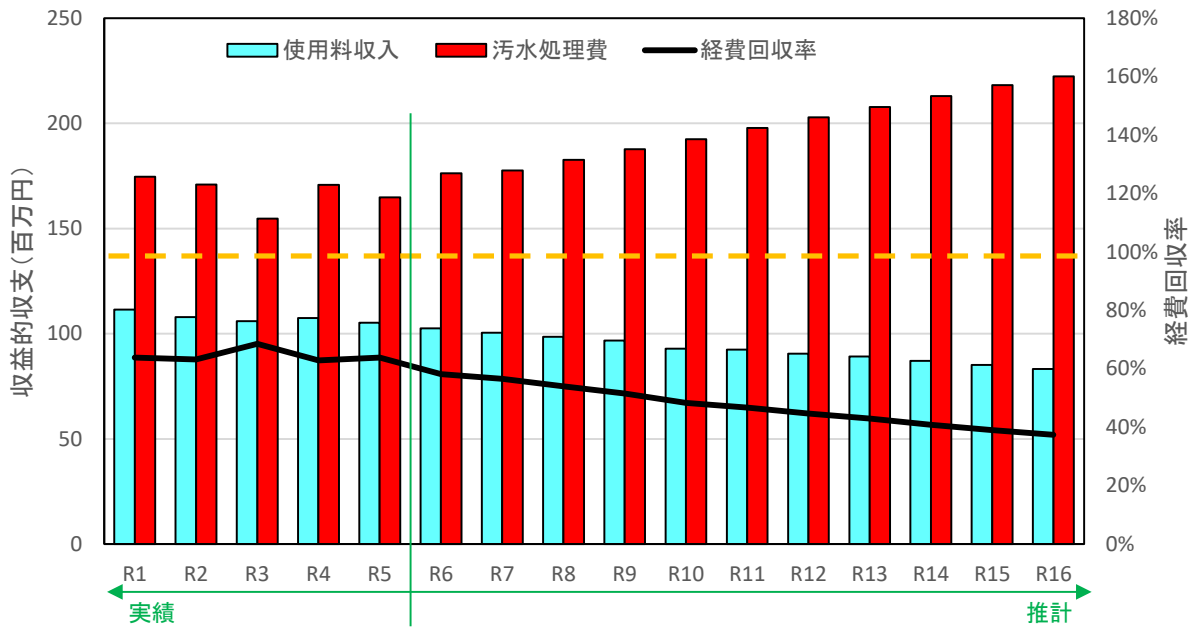


図 10-11 高資本費対策措置を除いた場合の経費回収率の推計(改定無し・再掲)

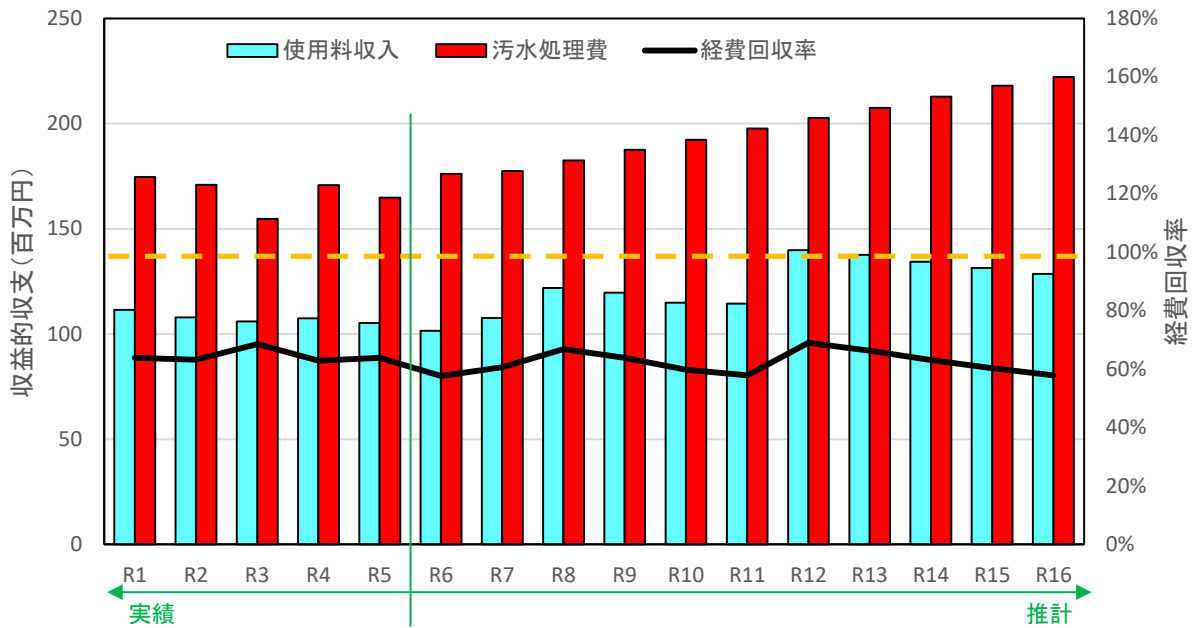


図 10-12 高資本費対策措置を除いた場合の経費回収率の推計(改定 25%)

10.5. 投資・財政計画のまとめ

今後の物価高等を考慮した維持管理費の増加に対し、人口減少に伴う有収水量の減少が大きな課題となっており、今後持続的な下水道事業の運営のためには、使用料改定が避けられないことが明らかとなった。

下水道事業は地方公営企業法の適用のもと、独立採算が原則となっているおり、理想的には大幅な値上げを2回実施することが望ましい。

今回の経営戦略においては、25%の値上げを想定した。

しかしながら、大幅な使用料の値上げを実施することは住民の負担が大きいため、町全体の施策等と整合を図りつつ、また、一般会計繰入金の投入をどこまで許容できるかなどを財政部局との協議を踏まえ、使用料改定について決定する必要がある。

具体的には来年度に、「経営戦略の策定および下水道使用料の改定」について、庁議を経て、下水道審議会に諮り、最終的に町議会において決定することが想定される。

11. 業務指標（PI）

本経営戦略では、前述の PDCA サイクルにおける「Check」の業務指標として、以下の項目を設定します。経費回収率の目標値は国土交通省の補助要件である 80%以上とします。

表 11-1 業務指標(PI)の概要及び目標値(特環)

業務指標	指標の意義	現状 (R5 決算)	単純試算 (R16 推計)	目標値
経費 回収率	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、100%以上が望ましい。	116%	37.0%	80%以上
経常収支 比率	使用料収入や一般会計からの繰入金の総収益で、総費用に企業債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、100%以上が望ましい。	101%	101%	100%以上

※単純試算とは、使用料改定を行わなかった場合における令和 16 年度推計値を示す。

【経費回収率の維持（ロードマップ）】

今後、使用料改定を行わなかった場合（単純試算）には、令和 11 年度以降の高資本費措置が解除された場合、経費回収率が目標値である 80%を下回ることが予想されます。

本経営戦略では、維持管理費の増加に伴う経費回収率の低下を防ぐべく、使用料の改定を見込んでいます。経費回収率を指標とし、決算時において 50%を下回った場合には速やかに経営戦略の見直しを図るものとします。

表 11-2 経費回収率に関するロードマップ(特環)

単純試算	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経費回収率(%)	116	112	108	103	46.3	44.2	42.5	40.4	38.6	37.0
使用料単価 (円/m ³)	220									
污水处理原価 (円/m ³)	188	195	202	213	475	497	517	543	569	593
使用料改定有	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経費回収率(%)	126	140	136	128	57.8	68.9	66.3	63.1	60.2	57.8
使用料単価 (円/m ³)	220	275				343				
污水处理原価 (円/m ³)	188	195	202	213	475	497	517	543	569	593
最低限維持すべき目標	計画期間を通じて「50%以上」									

※経費回収率 = 使用料単価 ÷ 污水处理原価

12. 財政シミュレーション（特環）

区 分	年 度	(単位:千円(税抜き), %)															
		令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収入	1. 営業収入	111,430	107,932	106,068	107,473	105,314	102,561	108,699	123,208	120,939	116,168	115,627	141,269	139,150	135,799	132,793	129,855
	(1) 売上収入	111,403	107,918	106,035	107,428	105,269	102,516	108,654	123,163	120,894	116,123	115,582	141,224	139,105	135,754	132,748	129,810
	(2) 受託工事収益																
	(3) その他	27	14	33	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
	2. 営業外収入	412,324	394,937	362,782	371,788	360,825	348,469	338,445	327,887	337,467	337,215	341,966	321,322	324,926	334,922	339,466	341,683
	(1) 補助金	131,483	140,264	119,796	118,512	127,580	130,000	120,000	110,000	120,000	120,000	125,000	105,000	110,000	120,000	125,000	130,000
	(2) 助成金																
	(3) その他	272,014	242,958	240,526	240,235	229,744	215,469	215,445	214,887	214,467	214,215	213,966	213,322	211,926	211,922	211,466	208,683
	3. 営業外収入	8,827	11,615	2,460	13,042	3,501	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	4. 営業外収入	523,754	502,769	468,850	472,682	466,139	451,030	447,144	451,095	458,406	458,406	453,383	457,993	464,076	470,721	472,259	471,538
支出	1. 営業費用	446,598	413,830	395,194	411,020	394,643	391,765	393,083	397,466	402,121	406,683	411,842	416,213	419,630	424,917	428,622	431,036
	(1) 職員給与	14,327	8,669	6,465	6,791	7,186	7,330	7,476	7,626	7,793	7,933	8,092	8,254	8,419	8,588	8,759	8,934
	(2) 基盤整備費	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450
	(3) 退職給付	770	765	566	581	581	581	581	581	581	581	581	581	581	581	581	581
	(4) その他	9,027	3,403	2,449	2,584	3,403	3,471	3,540	3,611	3,683	3,757	3,832	3,909	3,987	4,067	4,148	4,231
	2. 経費	70,121	75,521	62,662	76,673	75,578	76,622	77,828	79,078	80,362	81,329	82,884	84,214	85,660	86,984	88,369	89,784
	(1) 光熱水費	11,887	10,959	11,558	13,899	14,171	14,037	14,028	14,036	14,054	13,768	13,768	13,967	14,033	13,968	13,932	13,896
	(2) 通信費	517	518	516	528	533	544	555	566	577	588	600	612	624	637	650	663
	(3) 修繕費	4,553	1,819	581	1,424	1,235	1,260	1,285	1,311	1,321	1,363	1,391	1,419	1,447	1,476	1,505	1,535
	(4) 材料費	48	265	49	194	260	265	271	276	281	287	293	299	305	311	317	323
減価償却費	1. 減価償却費	362,150	329,640	326,067	325,556	311,879	307,813	307,779	310,782	313,981	317,421	320,866	323,745	325,551	329,345	332,494	332,318
	(1) 除却費	42,181	37,767	31,462	27,918	23,972	19,323	15,158	11,436	8,528	6,439	4,727	3,754	3,232	2,863	2,594	2,361
	(2) 外費	41,347	36,241	31,452	26,785	22,221	17,823	13,658	9,936	7,028	4,939	3,227	2,254	1,732	1,363	1,094	861
	(3) その他	834	1,326	10	1,133	1,751	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	2. 支出	483,779	451,597	426,656	438,938	418,615	411,088	408,241	408,922	410,649	413,122	416,569	419,967	422,862	427,780	432,216	433,397
	(1) 常損益	34,975	51,172	42,194	40,324	39,942	39,942	38,903	42,173	47,757	40,261	41,024	42,624	41,214	42,941	40,043	38,141
	(2) 特別損益	941															
	(3) 特別損失	7,303	261	103	45												
	(4) 特別損益	(F)-(G)	△ 261	△ 103	△ 45												
	(5) 特別損益	(F)-(G)	△ 261	△ 103	△ 45												
繰上り繰下り	1. 繰上り繰下り	28,613	50,911	42,091	40,279	47,524	39,942	38,903	42,173	47,757	40,261	41,024	42,624	41,214	42,941	40,043	38,141
	(1) 繰上り繰下り	28,613	50,911	42,091	40,279	47,524	39,942	38,903	42,173	47,757	40,261	41,024	42,624	41,214	42,941	40,043	38,141
	(2) 繰上り繰下り	28,613	50,911	42,091	40,279	47,524	39,942	38,903	42,173	47,757	40,261	41,024	42,624	41,214	42,941	40,043	38,141
	(3) 繰上り繰下り	28,613	50,911	42,091	40,279	47,524	39,942	38,903	42,173	47,757	40,261	41,024	42,624	41,214	42,941	40,043	38,141
	2. 繰上り繰下り	65,104	91,180	107,238	170,249	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967
	(1) 繰上り繰下り	65,104	91,180	107,238	170,249	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967
	(2) 繰上り繰下り	65,104	91,180	107,238	170,249	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967
	(3) 繰上り繰下り	65,104	91,180	107,238	170,249	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967	294,967
	3. 繰上り繰下り	96,137	110,875	120,389	123,763	96,701	96,341	95,882	96,905	99,323	98,945	98,945	98,945	98,945	98,945	98,945	98,945
	4. 繰上り繰下り	40,485	27,530	19,913	34,401	17,905	17,545	17,086	18,109	20,527	20,149	19,354	19,264	23,537	23,184	22,626	22,125
繰上り繰下り	1. 繰上り繰下り	299,938	292,871	300,396	314,144	286,658	282,063	256,187	205,395	171,687	142,316	99,238	89,511	83,357	81,999	82,095	83,189
	(1) 繰上り繰下り	299,938	292,871	300,396	314,144	286,658	282,063	256,187	205,395	171,687	142,316	99,238	89,511	83,357	81,999	82,095	83,189
	(2) 繰上り繰下り	299,938	292,871	300,396	314,144	286,658	282,063	256,187	205,395	171,687	142,316	99,238	89,511	83,357	81,999	82,095	83,189
	(3) 繰上り繰下り	299,938	292,871	300,396	314,144	286,658	282,063	256,187	205,395	171,687	142,316	99,238	89,511	83,357	81,999	82,095	83,189
	2. 繰上り繰下り	274,520	273,441	281,097	287,889	283,546	269,467	243,417	192,424	158,507	128,922	85,683	75,697	69,321	67,722	67,598	68,461
	(1) 繰上り繰下り	274,520	273,441	281,097	287,889	283,546	269,467	243,417	192,424	158,507	128,922	85,683	75,697	69,321	67,722	67,598	68,461
	(2) 繰上り繰下り	274,520	273,441	281,097	287,889	283,546	269,467	243,417	192,424	158,507	128,922	85,683	75,697	69,321	67,722	67,598	68,461
	(3) 繰上り繰下り	274,520	273,441	281,097	287,889	283,546	269,467	243,417	192,424	158,507	128,922	85,683	75,697	69,321	67,722	67,598	68,461
	3. 繰上り繰下り	24,678	18,685	18,754	25,707	13,112	12,596	12,770	12,971	13,180	13,394	13,555	14,036	14,277	14,497	14,728	14,728
	(1) 繰上り繰下り	24,678	18,685	18,754	25,707	13,112	12,596	12,770	12,971	13,180	13,394	13,555	14,036	14,277	14,497	14,728	14,728
(2) 繰上り繰下り	24,678	18,685	18,754	25,707	13,112	12,596	12,770	12,971	13,180	13,394	13,555	14,036	14,277	14,497	14,728	14,728	
(3) 繰上り繰下り	24,678	18,685	18,754	25,707	13,112	12,596	12,770	12,971	13,180	13,394	13,555	14,036	14,277	14,497	14,728	14,728	
繰上り繰下り	1. 繰上り繰下り	58,43	84,48	101,10	158,41	280,08	287,60	271,36	239,41	243,90	253,91	271,54	269,93	330,92	405,62	569,13	569,13
	(1) 繰上り繰下り	58,43	84,48	101,10	158,41	280,08	287,60	271,36	239,41	243,90	253,91	271,54	269,93	330,92	405,62	569,13	569,13
	(2) 繰上り繰下り	58,43	84,48	101,10	158,41	280,08	287,60	271,36	239,41	243,90	253,91	271,54	269,93	330,92	405,62	569,13	569,13
	(3) 繰上り繰下り	58,43	84,48	101,10	158,41	280,08	287,60	271,36	239,41	243,90	253,91	271,54	269,93	330,92	405,62	569,13	569,13
	2. 繰上り繰下り	111,430	107,932	106,068	107,473	105,314	102,561	108,699	123,208	120,939	116,168	115,627	141,269	139,150	135,799	132,793	129,855
	(1) 繰上り繰下り	111,430	107,932	106,068	107,473	105,314	102,561	108,699	123,208	120,939	116,168	115,627	141,269	139,150	135,799	132,793	129,855
	(2) 繰上り繰下り	111,430	107,932	106,068	107,473	105,314	102,561	108,699	123,208	120,939	116,168	115,627	141,269	139,150	135,799	132,793	129,855
	(3) 繰上り繰下り	111,430	107,932	106,068	107,473	105,314	102,561	108,699	123,208	120,939	116,168	115,627	141,269	139,150	135,799	132,793	129,855
	3. 繰上り繰下り																
	(1) 繰上り繰下り																
(2) 繰上り繰下り																	
(3) 繰上り繰下り																	
繰上り繰下り	1. 繰上り繰下り																
	(1) 繰上り繰下り																
	(2) 繰上り繰下り																
	(3) 繰上り繰下り																
	2. 繰上り繰下り																
	(1) 繰上り繰下り																
	(2) 繰上り繰下り																
	(3) 繰上り繰下り																
	3. 繰上り繰下り																
	(1) 繰上り繰下り																
(2																	

(単位:千円(税抜))

区 分		令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 平 準 化 債 償	121,700	50,000	26,000	11,600	28,200											
	2. 他 会 計 出 資 金	71,000	50,000	26,000													
	3. 他 会 計 補 助 金	88,517	114,736	137,204	140,538	134,594	151,260	138,230	105,349	45,153	150,040						
	4. 他 会 計 負 担 金																
	5. 他 会 計 借 入 金																
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	60,757				13,100		44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金																
	8. 工 事 負 担 金	5,956															
	9. そ の 他																
資 本 的 収 入	計 (A)	276,930	164,736	163,204	152,138	175,894	151,260	218,230	185,349	125,153	95,040	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
	(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額 (B)																
	純 計 (A)-(B) (C)	276,930	164,736	163,204	152,138	175,894	151,260	218,230	185,349	125,153	95,040	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
	1. 建 設 改 良 費	115,001	1,433	1,337	2,092	34,593		80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
	2. 企 業 員 給 与 費	267,787	274,820	273,441	281,097	287,889	283,546	269,467	243,417	192,424	158,507	128,922	85,683	75,697	69,321	67,722	67,598
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金																
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金																
	5. そ の 他																
	計 (D)	382,788	276,253	274,778	283,189	322,482	283,546	349,467	323,417	272,424	238,507	208,922	165,683	155,697	149,321	147,722	147,598
補 填 財 源	資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)-(C) (E)	105,858	111,517	111,574	131,051	146,588	132,286	131,237	138,068	147,271	143,467	128,922	85,683	75,697	69,321	67,722	67,598
	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	53,645	111,517	111,574	128,551	4,941	92,344	92,334	95,895	99,514	103,206	106,900	85,683	75,697	69,321	67,722	67,598
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						39,942	38,903	42,173	47,757	40,261	22,022					
	3. 繰 越 工 事 資 金																
	4. そ の 他	52,213			2,500	141,647											
	計 (F)	105,858	111,517	111,574	131,051	146,588	132,286	131,237	138,068	147,271	143,467	128,922	85,683	75,697	69,321	67,722	67,598
	補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)																
	他 会 計 借 入 金 残 高 (G)																
	企 業 債 残 高 (H)	2,621,467	2,396,647	2,149,206	1,879,709	1,620,020	1,336,474	1,103,007	895,590	739,166	616,659	523,737	474,054	434,357	401,036	369,314	337,716

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収 益 的 収 入	1. 収 益 的 収 入	131,483	140,264	119,796	118,512	127,580	130,000	120,000	110,000	120,000	120,000	125,000	105,000	110,000	120,000	125,000	130,000
	うち基準内繰入金	131,483	140,264	119,796	112,752	127,580	130,000	120,000	110,000	120,000	120,000	125,000	105,000	110,000	120,000	125,000	130,000
	うち基準外繰入金				5,760												
資 本 的 収 入	2. 資 本 的 収 入	88,517	114,736	137,204	140,538	134,594	151,260	138,230	105,349	45,153	150,040						
	うち基準内繰入金	3,894	4,951	6,967	8,993	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000						
	うち基準外繰入金	84,623	109,785	130,237	131,545	129,594	146,260	133,230	100,349	40,153	100,040						
合 計		220,000	255,000	257,000	259,050	262,174	281,260	258,230	215,349	165,153	135,040	125,000	105,000	110,000	120,000	125,000	130,000

III 簡易排水編

13. 長和町簡易排水事業の概要

13.1. 事業経緯

長和町簡易排水事業は、滝ノ沢処理区および小茂ヶ谷処理区の 2 処理区で構成されている。全体計画面積は 3ha である。

処理区毎に終末処理場（合併浄化槽）を有しており、滝ノ沢処理区には滝ノ沢処理場（56 人槽）が、また、小茂ヶ谷処理区には小茂ヶ谷処理場（130 人槽）が稼働している。

13.2. 今後の整備予定

面整備は終了しており、今後は施設の維持管理を行っていく予定である。

また、『生活排水エリアマップ 2022』では、令和 12 年度頃に簡易排水処理事業である滝ノ沢処理区の統合を計画している。今後の人口動態に応じて令和 12 年度以降に検討を行うこととする。

14. 将来推計

14.1. 下水道計画区域内人口

下水道計画区域内人口は、行政人口に占める割合を現況固定（0.93%）とし、令和 16 年度に 41 人、令和 27 年度には 31 人に減少すると見込んでいる。

表 14-1 下水道区域内人口

年度	令和 5 年(現況)	令和 16 年	令和 27 年
将来下水道計画区域内人口	52 人	41 人	31 人

14.2. 下水道整備区域内人口

下水道整備が完了していることから、下水道整備人口は下水道区域内人口と同一とする。

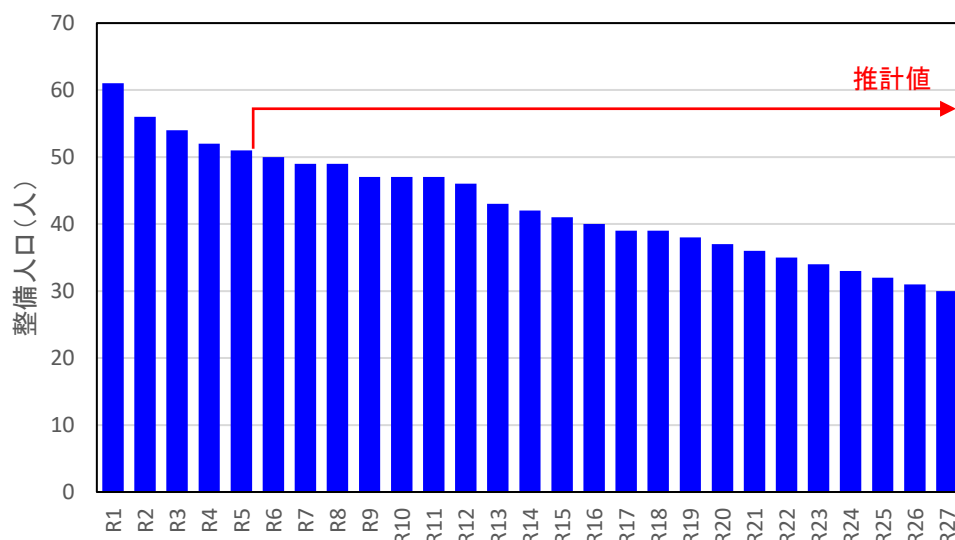


図 14-1 下水道整備区域内人口

14.3. 水洗化人口

現在の接続率は 100%であることから、今後とも接続率 100%であるものと仮定し、水洗化人口は下水道整備区域内人口と同じ人数であるものとする。

14.4. 計画水量の予測

計画水量は、過年度の実績を基にした有収水量と水洗化人口より、一人当たりの日有収水量を算出し、近年の実績値である 185L/人・日 に水洗化人口を乗じて算出した。

15. 投資試算

15.1. 維持管理費の試算

維持管理費は汚水処理に関する費用であり、本事業においては決算調書に基づき、人件費の他に光熱水費、通信運搬費、修繕費、委託費、およびその他に分類した。

職員人件費は、現状通り計上していない。

光熱水費は有収率 100%と仮定した処理水量に比例するものとし、そのほかの経費は現状固定額とした。

この基本額に、前述した物価上昇率 2%を乗じて試算する。

令和 5 年度の経費総額：465 万円に対し、令和 16 年度には 567 万円と増加する推計結果となった。

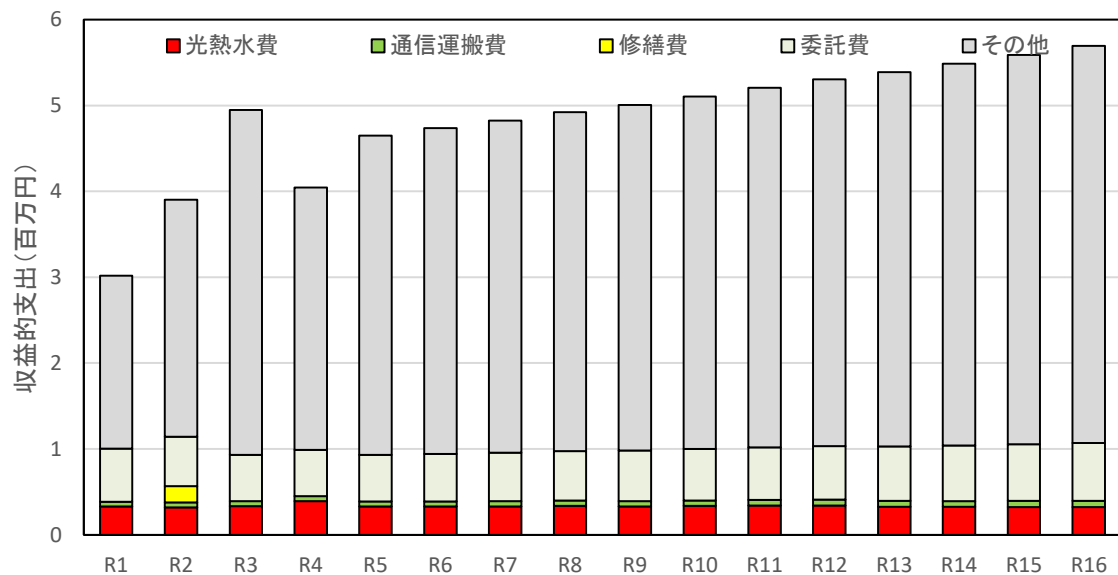


図 15-1 維持管理費の試算

15.2. 新規建設に伴う建設改良費の試算

現在整備が完了していることから、新規建設は発生しない。よって新規建設改良費は計上しないこととした。

15.3. 更新費用の試算

今回試算では、費用は計上しないこととし、今後ストックマネジメント等の計画内容を反映させることとする。

15.4. 投資試算の整理

前述した投資試算を以下のように整理する。

1) 処理場施設の更新

現在 2 地区において処理場が稼働しており、供用開始から 30 年が経過しています。一般的な機械・電気の耐用年数は 15 年とされており、今後更新費用の増加が見込まれます。

2) 管路施設の更新

令和 5 年度末における管路総延長は約 1km であり、今後とも適正な維持管理に努めます。

16. 財源試算

16.1. 使用料の試算

使用料は、有収水量に比例するものと考え、有収水量に単価を乗じて算出する。

16.1.1. 現行の使用料

現行の使用料は表 16-1 のように定められており、原則として水道使用量から算出する従量制となっている。行政サービスにおける公平性の観点から他事業と同額に設定している。

20m³あたりの下水道使用料は 3,400 円となっており、1m³あたりに換算すると 170 円/m³である。実際の有収水量と使用料から算出される実勢単価は、直近の値である 240 円/ m³を試算における基本単価とする。

表 16-1 下水道使用料(1 ヶ月)

区分		料金(円)
基本料金	8m ³ まで	1,120
超過料金 1m ³ あたり	1～12m ³	190
	13～24m ³	230
	25～36m ³	270
	37m ³ ～	310

※使用料(消費税抜き)=基本料金+超過料金

16.1.2. 使用料の推計

使用料は有収水量に単価を乗じて算出する。今後とも現状の単価の場合を図 16-1 に示す。人口減少に伴い、料金収入の減少が予想される。

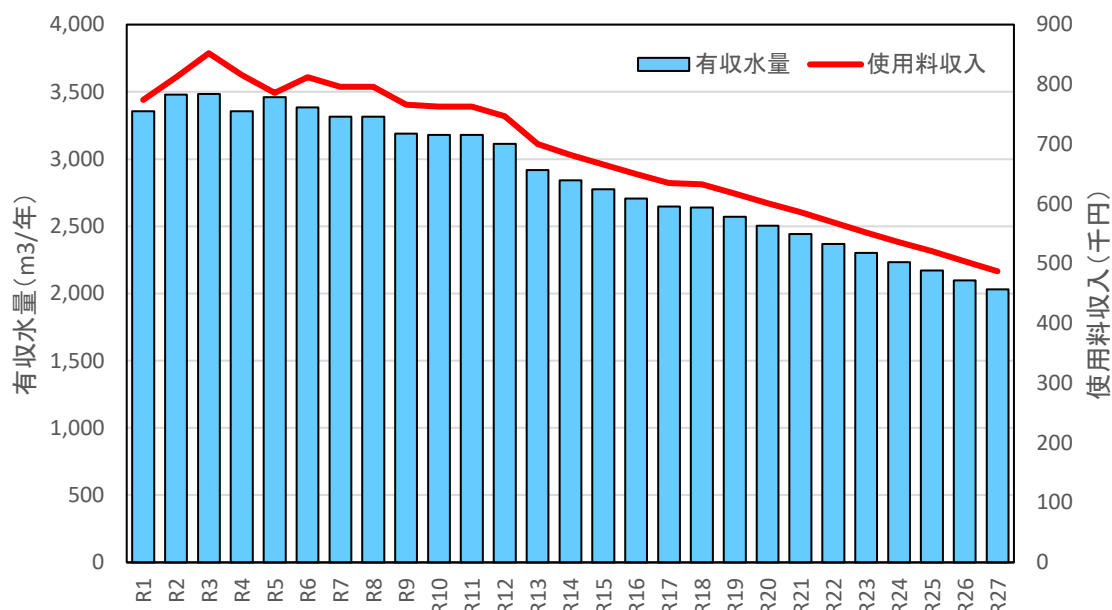


図 16-1 使用料の経年変化

16.2. 受益者負担金の試算

受益者負担金については、今後の接続はそれほど多くないことから計上しないこととする。

16.3. 起債（事業債）の試算

これまでの事業において、建設当初以外は起債を起こしていないことから、今後の更新においても起債の発生は計上しないこととした。

17. 投資・財政計画の検討

17.1. 一般会計繰入金の考え方

財政バランスを図るために、不足額を一般会計繰入金で賄うこととなる。

収益的収支（3条）が赤字にならないように一般会計繰入金等を投入することとする。

すなわち、赤字分を補填するために他会計補助金を投入することとする。その額は経常損益が0円となる額とする。

この時、減価償却費および長期前受金戻入については現金支出を伴わないため、単年度ベースで現金が残る計算となる。この減価償却費と長期前受金戻入の差額を上限とし、損益勘定留保資金として資本的収支（4条）の補填財源とする。

そのうえで不足額が生じる場合には、他会計補助金として赤字分を補填することとする。

上記の考え方により、今回の財政シミュレーションにおいて算定した一般会計繰入金等は、赤字にならないための最低限必要な額である。

17.2. 将来推計（使用料改定無し）

17.2.1. 収益的収支

収益的収入と収益的支出の比較を図 17-1 に示す。

令和 7 年度まで総額が減少していくものの、経費増等の影響により徐々に総額が増加していく傾向にある。

使用料収入の減少を補うべく、他会計負担金が増加していく傾向にある。

また、減価償却費と長期前受金戻入は現金の出入りを伴わない計上金額であり、大きな割合を占めている。

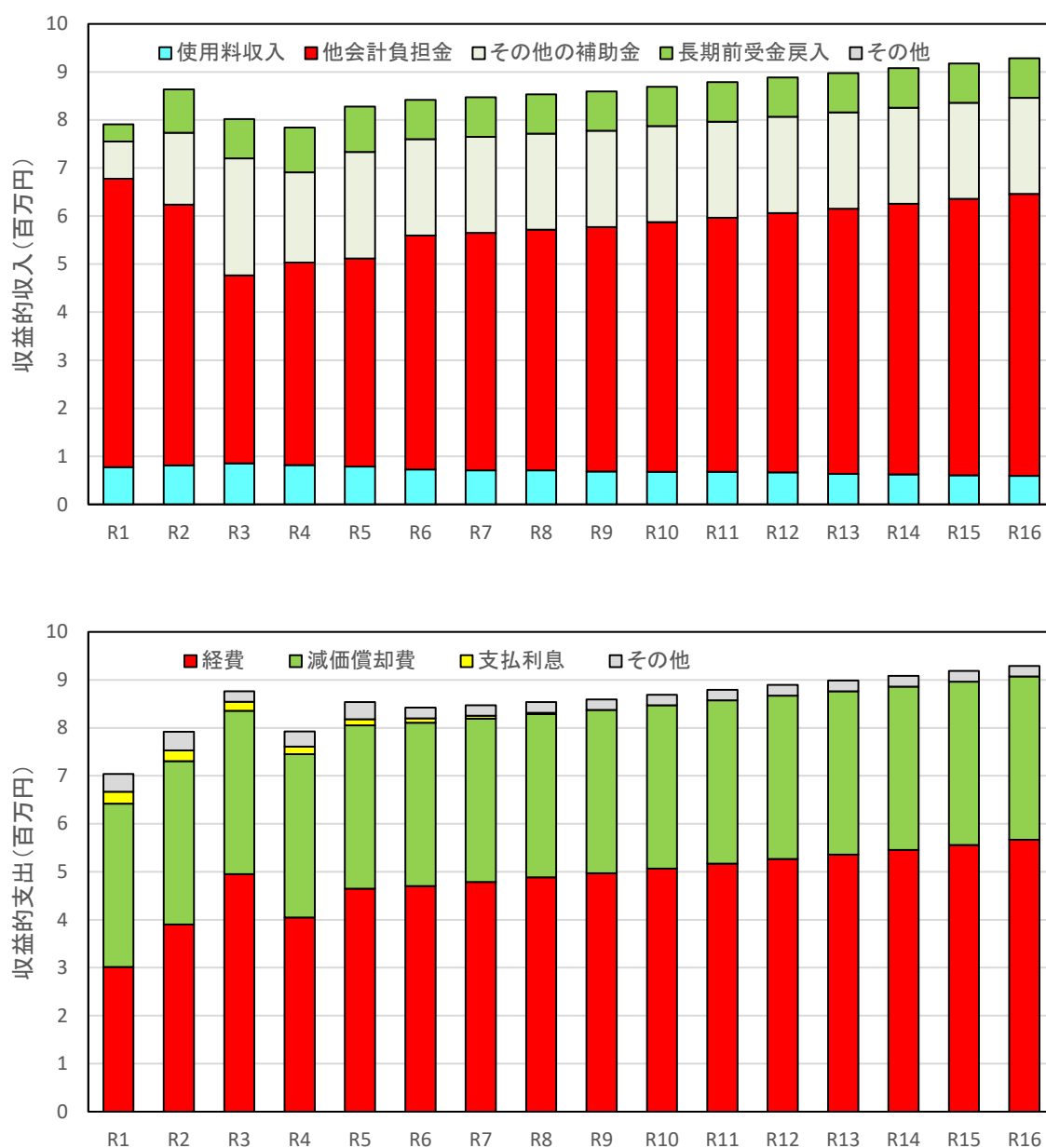


図 17-1 収益的収支の経年変化(上段:収入、下段:支出)

17.2.2. 資本的収支

資本的収入と資本的支出との差額は損益勘定留保資金により補填しており、その原資は減価償却費と長期前受金戻入との差額によるものである。すなわち、収益的収支により生じた余剰現金は資本的収支の穴埋めに使われていることとなる。

令和8年度をもって、現状の起債償還が完了することから、一般会計繰入金の投入も不要である。

17.2.3. 経費回収率

経費回収率は汚水処理費に占める使用料収入の割合である。

汚水処理費は維持管理費と資産維持費からなり、地方公営企業法適用前には資産維持費が計上されていなかった。資産維持費は減価償却費から長期前受金戻入を差し引いた額である。

図 17-2 に示すように、経費回収率は低い水準にあり、若干減少する傾向にある。

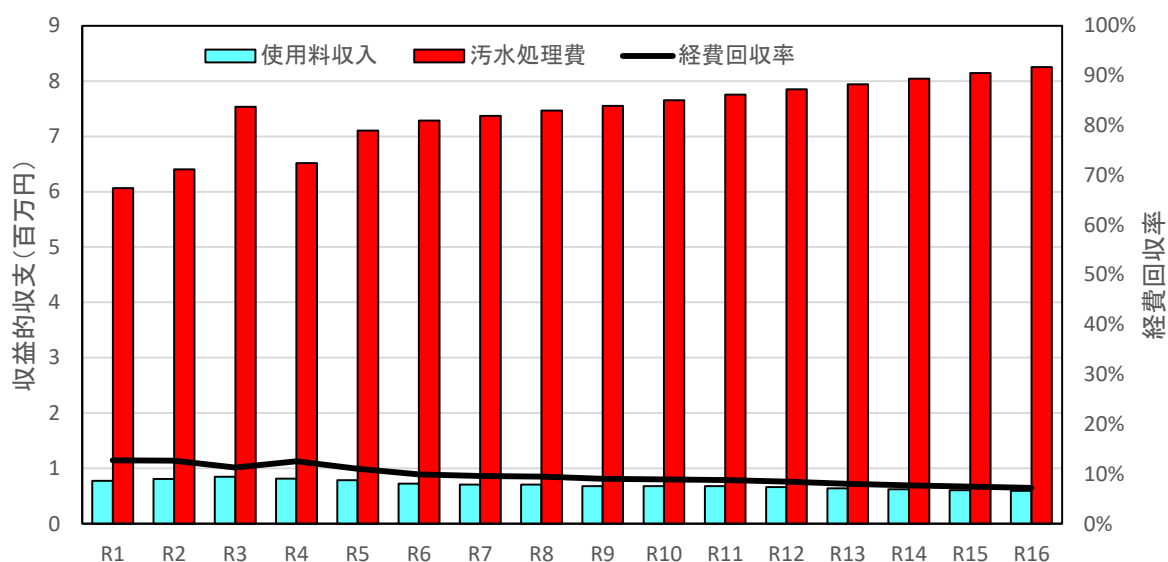


図 17-2 経費回収率の推計使用料改定について

17.3. 使用料改定について

簡易排水事業における使用料は、行政サービスにおける公平性の観点から他事業と同額に設定している。今回の検討において、公共下水道の使用料改定に合わせることにする。

17.4. 投資・財政計画のまとめ

簡易排水事業は非常に小規模な事業でありながら、固定経費が大きいため、多くの他会計負担金により事業運営がなされている。事業単体での収益改善は困難であるものの、今後とも経費節減に取り組むこととする。

18. 業務指標（PI）

本経営戦略では、前述の PDCA サイクルにおける「Check」の業務指標として、以下の項目を注視することとしますが、事業単体での経営改善が困難であるため、目標値は設定しないとします。

なお、下水道事業（特環）のような国庫補助金に関する制約はありません。

表 18-1 業務指標(PI)の概要及び目標値(簡排)

業務指標	指標の意義	現状 (R5 決算)	単純試算 (R16 推計)	目標値
経費 回収率	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、100%以上が望ましい。	11%	7%	—
経常収支 比率	使用料収入や一般会計からの繰入金の総収益で、総費用に企業債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、100%以上が望ましい。	97%	100%	—

※単純試算とは、使用料改定を行わなかった場合における令和 16 年度推計値を示す。

19. 財政シミュレーション（簡排）

区分		令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収 入	1. 営業収入	774	812	852	852	816	786	882	995	957	954	954	1,167	1,094	1,066	1,041	1,015
	(1) 料 取	774	812	852	852	816	786	882	995	957	954	954	1,167	1,094	1,066	1,041	1,015
	(2) 委託工事収入																
	(3) その他																
収 入	2. 営業外収入	7132	7822	7167	7025	7492	7492	7713	7776	7865	7967	8088	8182	8313	8429	8548	8668
	(1) 補助金	6776	6920	6346	6094	6545	6545	6892	7247	7044	7146	7247	7361	7492	7608	7727	7847
	他会計補助金	6001	5427	3912	4213	4333	4333	4892	4955	5044	5146	5247	5361	5492	5608	5727	5847
	その他の補助金	775	1493	2434	1881	2212	2212	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
支 出	(2) 長期前受金戻入	356	902	821	931	947	947	821	821	821	821	821	821	821	821	821	821
	(3) その他																
	入 計	7906	8634	8019	7841	8278	8278	8575	8771	8822	8921	9022	9349	9407	9495	9589	9683
	1. 営業費用	6422	7308	8353	7450	8054	8054	8229	8326	8411	8510	8611	8709	8793	8891	8994	9098
収 入	(1) 職員給与																
	基本給																
	退職給付																
	その他																
支 出	(2) 経費	3017	3903	4948	4045	4849	4849	4824	4921	5006	5105	5206	5304	5388	5486	5589	5693
	光熱水	329	318	334	391	330	330	331	337	331	337	343	342	328	325	324	323
	通信搬	57	58	57	56	58	58	60	62	63	64	65	67	68	69	71	72
	修繕費	190															
支 出	(3) 減価償却費	618	575	540	542	542	542	564	575	587	598	610	623	635	648	661	674
	その他の	2013	2782	4017	3054	3719	3719	3868	3947	4025	4106	4188	4272	4357	4444	4532	4624
	償却費	3405	3405	3405	3405	3405	3405	3405	3405	3405	3405	3405	3405	3405	3405	3405	3405
	(4) 除外的費用	618	611	410	473	486	486	280	246	220	220	220	220	220	220	220	220
支 出	(1) 支払利息	248	219	189	158	126	126	80	26	26	220	220	220	220	220	220	220
	(2) その他	370	392	221	315	360	360	220	220	220	220	220	220	220	220	220	220
	計	7040	7919	8763	7923	8540	8540	8509	8572	8631	8730	8831	8929	9013	9111	9214	9318
	支損益	866	715	△744	△82	△262	△262	66	199	191	191	191	420	394	384	375	365
経 常	(O)-(D)																
	(E)																
	(F)																
	(G)																
特 別	別損益																
	(F)-(G)																
	(H)																
	(I)																
流 入	営業収益一受託工事収入	866	715	△744	△82	△262	△262	66	199	191	191	191	420	394	384	375	365
	繰越利益剰余金又は累積欠損金	3348	6566	8406	9590	10546	10546	13201	14644	17419	20194	22969	25973	28951	31919	34878	37827
	資産	9186	11772	12526													
	負債	995	1744	2697													
流 入	うち未収金	1861	1867														
	うち建設改良費	1148	1178	1208													
	うち一時借入金																
	うち未払金	713	689	310													
累積欠損金比率 ((A)-(B) × 100)		433	809	987	1,175	1,342	1,342	1,331	1,472	1,820	2,117	2,408	2,226	2,646	2,994	3,350	3,727
地方財政法施行令第15条第1項により算定した																	
営業収益一受託工事収入																	
地方財政法による		774	812	852	816	786	786	882	995	957	954	954	1,167	1,094	1,066	1,041	1,015
資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)																	
健全化法施行令第16条により算定した																	
健全化法施行規則第6条に規定する																	
健全化法施行令第17条により算定した																	
健全化法第22条により算定した																	
健全化法第22条により算定した																	

(単位:千円(税抜き))

区 分		令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資本的収入	1. 企業費平準化債 うち資本費平準化債																
	2. 他会計出資金																
	3. 他会計補助金		573	488													
	4. 他会計借入金																
	5. 他会計借入金																
	6. 国(都道府県)補助金																
	7. 固定資産売却代金																
	8. 工事負担金																
	9. その他																
	計 (A)		573	488													
資本的支出	(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額																
	純計 (A)-(B) (C)		573	488													
	1. 建設改良費																
	うち職員給与費																
	2. 企業償還金	1,118	1,148	1,178	1,208	1,240	1,273	1,306	1,340								
	3. 他会計長期借入返還金																
	4. 他会計への支出金																
	5. その他																
	計 (D)	1,118	1,148	1,178	1,208	1,240	1,273	1,306	1,340								
	(E)-(F) (G)	1,118	575	690	1,208	1,240	1,273	1,306	1,340								
補填財源	1. 損益勘定留保資金	567			1,208	1,240	1,273	1,306	1,340								
	2. 利益剰余金処分額																
	3. 繰越工事資金																
	4. その他	551	575	690													
	計 (F)	1,118	575	690	1,208	1,240	1,273	1,306	1,340								
	(E)-(F) (G)																
	補填財源不足額 (E)-(F)																
	他会計借入金残高 (G)																
	企業償還金 (H)	8,693	7,545	6,367	5,159	3,919	2,646	1,340									
	計																

(単位:千円)

区 分		令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支分	収益的収支分	6,001	5,427	3,912	6,094	6,545	6,821	6,892	6,955	7,044	7,146	7,247	7,361	7,492	7,608	7,727	7,847
	うち基準内繰入金	3,297	3,398	2,773	4,213	4,333	4,821	4,892	4,955	5,044	5,146	5,247	5,361	5,492	5,608	5,727	5,847
	うち基準外繰入金	2,704	2,029	1,139	1,881	2,212	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
資本的収支分	資本的収支分		573	488													
	うち基準内繰入金		573														
	うち基準外繰入金																
合計		6,001	6,000	4,400	6,094	6,545	6,821	6,892	6,955	7,044	7,146	7,247	7,361	7,492	7,608	7,727	7,847

IV 個別排水編

20. 長和町個別排水事業の概要

20.1. 事業経緯

長和町簡易排水事業は、長和町が合併浄化槽を個人宅に設置し、この浄化槽により生活排水を処理している。管理を長和町が行う代わりに受益者は下水道料金を長和町に支払う仕組みである。主に下水道を整備することが困難な地域で、これまでに 14 基が設置されている。

20.2. 今後の整備予定

今後は施設の維持管理を行っていく予定である。今回計画においては、新規接続は見込まないものとする。

21. 将来推計

21.1. 水洗化人口

水洗化人口は、行政人口に占める割合を現況固定（0.45%）とし、令和 16 年度に 24 人、令和 27 年度には 17 人に減少すると見込んでいる。

表 23-2 個別排水人口

年度	令和 5 年(現況)	令和 16 年	令和 27 年
将来個別排水処理人口	25 人	20 人	15 人

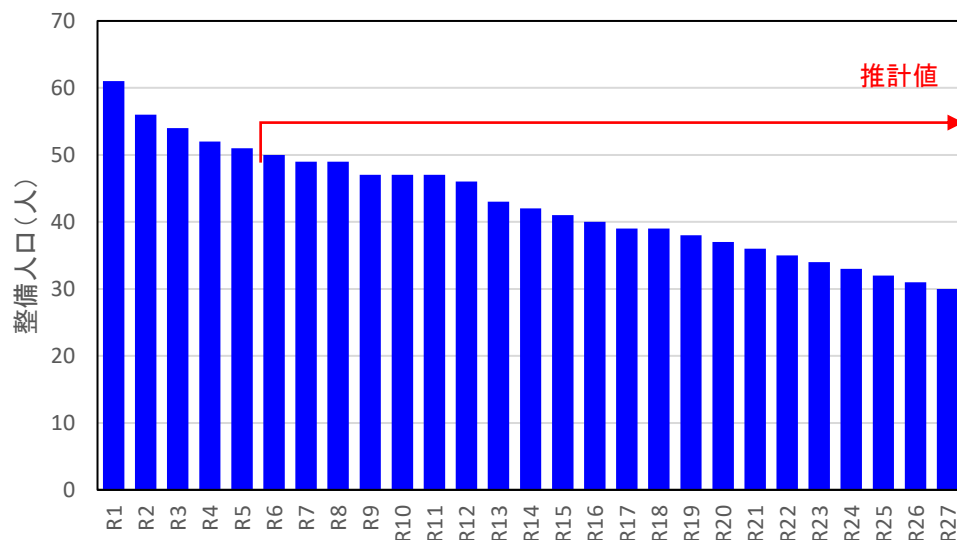


図 21-1 水洗化人口の予測(個排)

21.2. 計画水量の予測

計画水量は、過年度の実績を基にした有収水量と水洗化人口より、一人当たりの日有収水量を算出し、近年の実績値である 209L/人・日 に水洗化人口を乗じて算出した。

22. 投資試算

22.1. 維持管理費の試算

維持管理費は汚水処理に関する費用であり、本事業においては決算調書に基づき、人件費の他に光熱水費、通信運搬費、修繕費、委託費、およびその他に分類した。この内、通信運搬費は実績に基づき計上していない。

また、職員人件費についても、現状通り計上していない。

光熱水費は有収率 100%と仮定した処理水量に比例するものとし、そのほかの経費は現状固定額とした。

この基本額に、前述した物価上昇率 2%を乗じて試算する。

令和 5 年度の経費総額：88 万円に対し、令和 16 年度には 102 万円と微増となる推計結果となった。

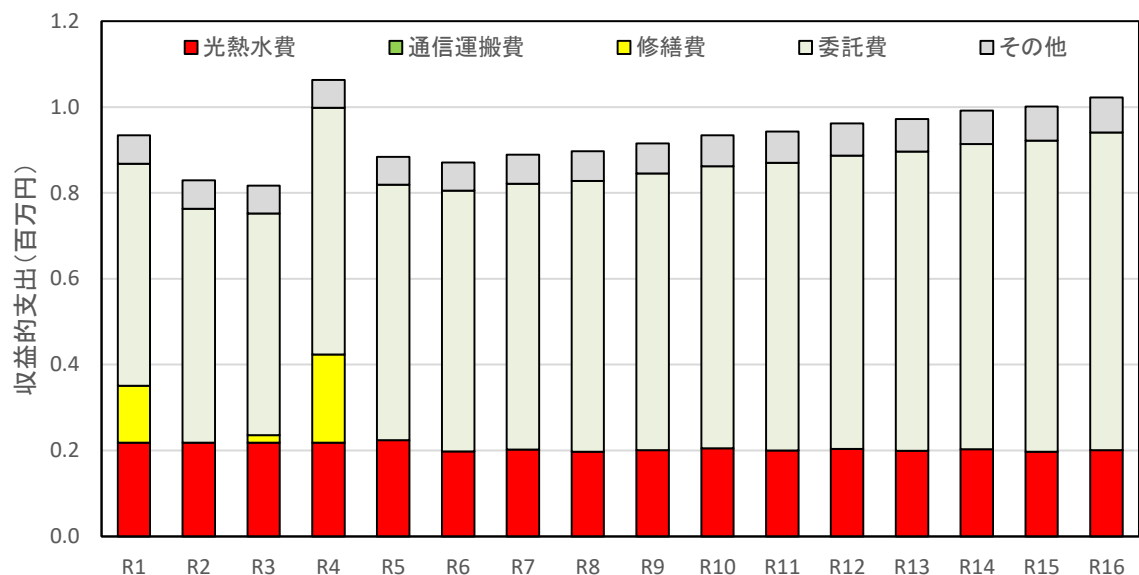


図 22-1 維持管理費の試算

22.2. 新規建設に伴う建設改良費の試算

現在整備が完了していることから、当面建設費が発生しないものと考えられる。

新規接続者については、今回計画では見込まないものの、希望があった場合にはこれに対応し、次回見直しに含めることとし、新規建設改良費は計上しないこととした。

22.3. 更新費用の試算

浄化槽の耐用年数は一般に 32 年とされている。

実際には小規模浄化槽のブロワの交換等が頻繁に発生するものの、これらは維持管理費（修繕費）に計上している。今後も同様に実施することとし、更新費用は計上しないこととする。躯体の更新については、将来的な課題とする。

22.4. 投資試算の整理

前述した投資試算を以下のように整理する。

1) 処理施設の更新

現在稼働している 14 基の浄化槽について適正な、維持管理を実施していきます。

維持管理にかかる費用は、現状どおりの委託にて行う予定ですが、利用者の減少に伴い、維持管理費の減少を想定しています。

また、新規接続者については、今回計画では見込んでいませんが、希望があった場合には、これに対応し、次回見直しに含めることとします。

23. 財源試算

23.1. 使用料の試算

使用料は、有収水量に比例するものと考え、有収水量に単価を乗じて算出する。

23.1.1. 現行の使用料

現行の使用料は表 27-1 のように定められており、原則として水道使用量から算出する従量制となっている。行政サービスにおける公平性の観点から他事業と同額に設定している。

20m³あたりの下水道使用料は 3,400 円となっており、1m³あたりに換算すると 170 円/m³である。実勢単価は直近の値である 180 円/m³を試算における基本単価とする。

表 23-1 下水道使用料(1ヵ月)

区分		料金(円)
基本料金	8m ³ まで	1,120
超過料金 1m ³ あたり	1～12m ³	190
	13～24m ³	230
	25～36m ³	270
	37m ³ ～	310

※使用料(消費税抜き)=基本料金+超過料金

23.1.1. 使用料の推計

使用料は有収水量に単価を乗じて算出する。今後とも現状の単価の場合を以下に示す。人口減少に伴い、料金収入の減少が予想される。

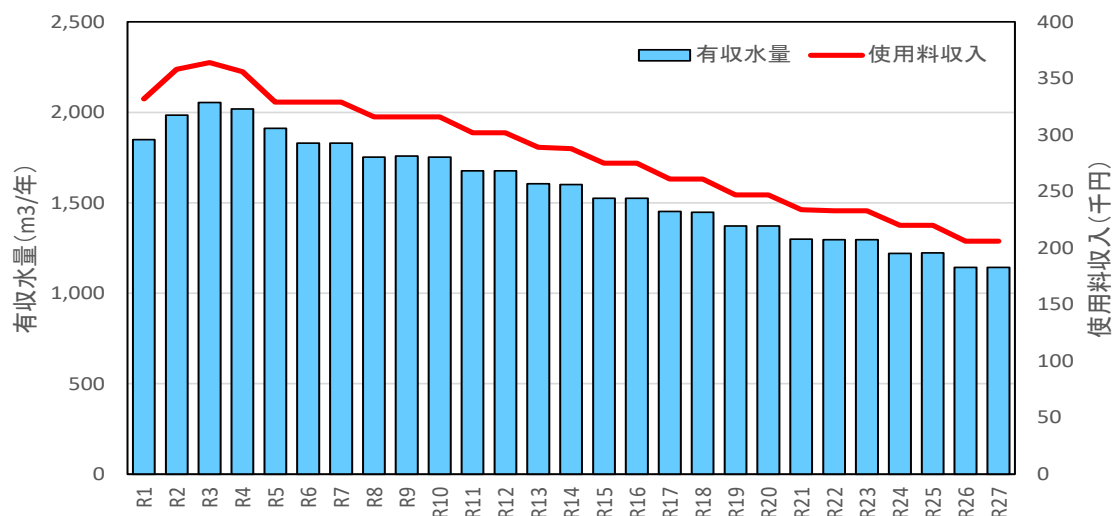


図 23-1 使用料の経年変化

23.2. 受益者負担金の試算

受益者負担金については、今後の接続は見込んでいないことから、計上しないこととする。

23.3. 起債（事業債）の試算

これまでの事業において、建設当初以外は起債を起こしていないことから、今後の更新においても起債の発生は計上しないこととした。

24. 投資・財政計画の検討

計画期間内の収支見通しである「投資・財政計画」を、「投資試算」および「財政試算」が均衡する形で策定する。また、投資以外の経費の適正な算定についても留意する。

24.1. 一般会計繰入金の考え方

財政バランスを図るために、不足額を一般会計繰入金で賄うこととなる。

収益的収支（3条）が赤字にならないように一般会計繰入金等を投入することとする。

すなわち、赤字分を補填するために他会計補助金を投入することとする。その額は経常損益が0円となる額とする。

この時、減価償却費および長期前受金戻入については現金支出を伴わないため、単年度ベースで現金が残る計算となる。この減価償却費と長期前受金戻入の差額を上限とし、損益勘定留保資金として資本的収支（4条）の補填財源とする。

そのうえで不足額が生じる場合には、他会計補助金として赤字分を補填することとする。

上記の考え方により、今回の財政シミュレーションにおいて算定した一般会計繰入金等は、赤字にならないための最低限必要な額である。

24.2. 将来推計（使用料改定無し）

24.2.1. 収益的収支

収益的収入と収益的支出の比較を図 24-1 に示す。

今後は減価償却及び支払利息が終了していくことにより、費用総額は減少していくと見込まれる。

収入面では、使用料収入に対し他会計負担金が多いことが示されている。

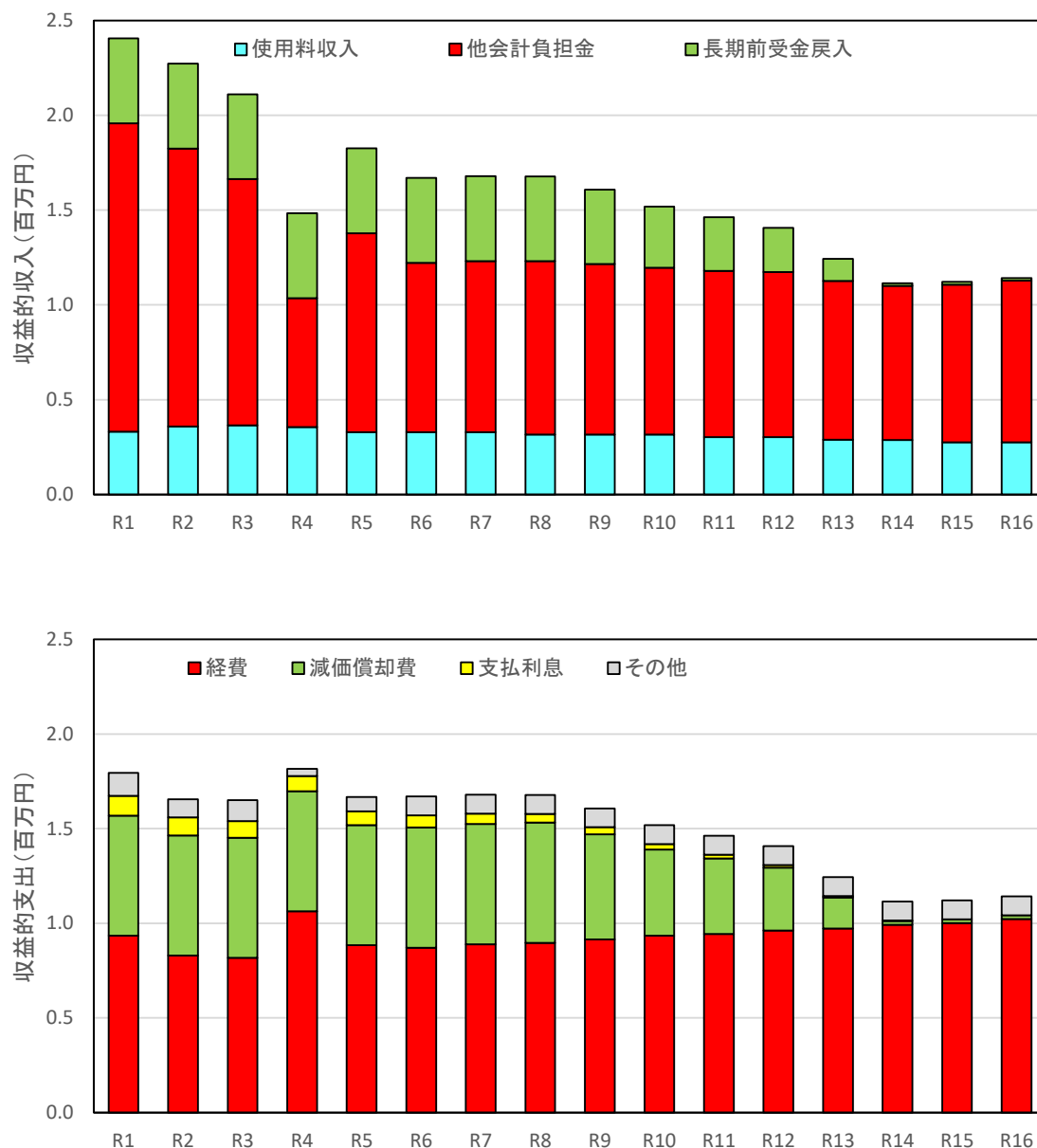


図 24-1 収益的収支の経年変化(上段:収入、下段:支出)

24.2.2. 資本的収支

資本的収入と資本的支出との差額は損益勘定留保資金により補填しており、その原資は減価償却費と長期前受金戻入との差額によるものである。すなわち、収益的収支により生じた余剰現金は資本的収支の穴埋めに使われていることとなる。

令和 14 年度をもって、現状の起債償還が完了することから、一般会計繰入金の投入も不要である。

24.2.3. 経費回収率

経費回収率は汚水処理費に占める使用料収入の割合である。

汚水処理費は維持管理費と資産維持費からなり、地方公営企業法適用前には資産維持費が計上されていなかった。資産維持費は減価償却費から長期前受金戻入を差し引いた額である。図 24-2 に示すように、経費回収率は低い水準にある。

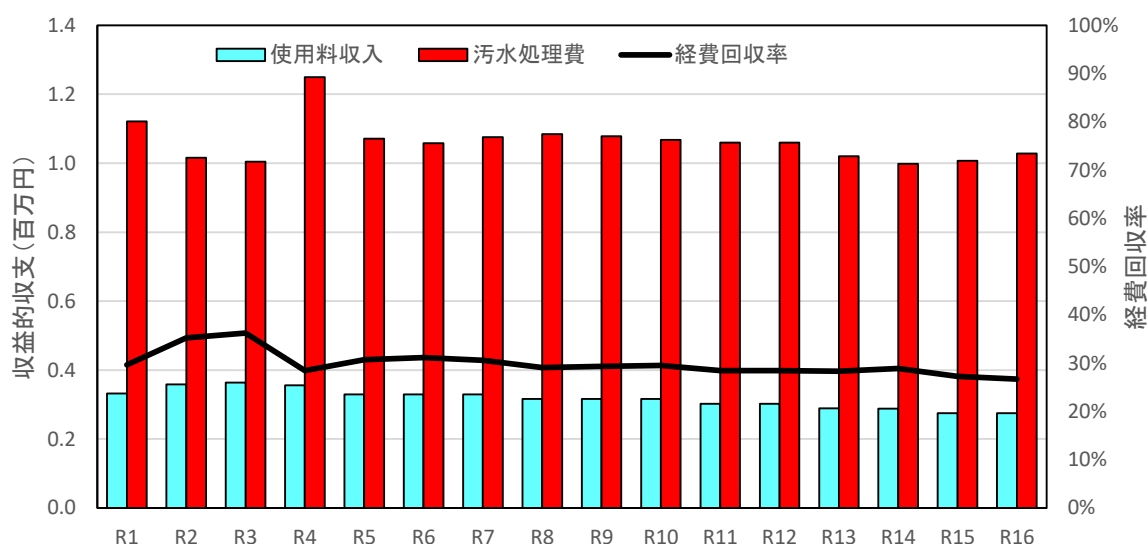


図 24-2 経費回収率の推計

24.3. 使用料改定について

簡易排水事業における使用料は、行政サービスにおける公平性の観点から他事業と同額に設定している。今回の検討において、公共下水道の使用料改定に合わせることをとする。

24.4. 投資・財政計画のまとめ

個別排水事業は非常に小規模な事業でありながら、固定経費が発生するため、多くの他会計負担金により事業運営がなされている。事業単体での収益改善は困難であるものの、今後とも経費節減に取り組むこととする。

25. 業務指標（PI）

本経営戦略では、前述の PDCA サイクルにおける「Check」の業務指標として、以下の項目を注視することとしますが、事業単体での経営改善が困難であるため、目標値は設定しないとします。

なお、下水道事業（特環）のような国庫補助金に関する制約はありません。

表 25-1 業務指標(PI)の概要及び目標値(個排)

業務指標	指標の意義	現状 (R5 決算)	単純試算 (R16 推計)	目標値
経費 回収率	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、100%以上が望ましい。	31%	27%	—
経常収支 比率	使用料収入や一般会計からの繰入金の総収益で、総費用に企業債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、100%以上が望ましい。	110%	100%	—

※単純試算とは、使用料改定を行わなかった場合における令和 16 年度推計値を示す。

26. 財政シミュレーション（個排）

区分		年度														(単位:千円(税抜き), %)	
		令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収	1. 営業	332	358	358	364	356	329	329	394	396	394	377	471	451	450	429	429
	(1) 料	332	358	358	364	356	329	329	394	396	394	377	471	451	450	429	429
	(2) 受託工																
益	(3) そ																
	2. 営業	2,074	1,914	1,914	1,747	1,128	1,497	1,350	1,362	1,291	1,202	1,160	1,105	954	826	846	867
	(1) 補	1,626	1,466	1,466	1,299	680	1,049	902	914	899	880	878	871	838	812	832	853
収	他の補助金	1,626	1,466	1,466	1,299	680	1,049	902	914	899	880	878	871	838	812	832	853
	その他の補助金																
	(2) 長期前受金戻入	448	448	448	448	448	448	448	448	392	322	282	234	116	14	14	14
益	(3) そ	2,406	2,272	2,111	1,484	1,826	1,670	1,707	1,756	1,687	1,596	1,537	1,576	1,405	1,276	1,275	1,296
	1. 営業	1,569	1,464	1,452	1,698	1,519	1,506	1,524	1,532	1,470	1,390	1,342	1,294	1,136	1,012	1,021	1,042
	(1) 職																
的	基																
	退職給付費																
	その他の																
収	光熱水	934	829	817	1,063	884	871	889	897	915	934	943	962	972	992	1,001	1,022
	通信運搬費	218	218	218	218	224	198	202	218	201	205	200	204	199	203	197	201
	修繕費	133		18	206												
支	委託	517	545	516	574	595	607	619	631	644	657	670	683	697	711	725	740
	その他の	66	66	65	65	65	66	68	69	70	72	73	75	76	78	79	81
	(3) 減価償却費	635	635	635	635	635	635	635	635	555	456	399	332	164	20	20	20
出	(4) 除																
	2. 営業	225	191	199	118	148	164	155	146	137	128	120	113	107	102	100	100
	(1) 支私	104	96	88	80	72	64	55	46	37	28	20	13	7	2		
支	(2) そ	121	95	111	38	76	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	経常損益	1,794	1,655	1,651	1,816	1,667	1,670	1,679	1,678	1,607	1,518	1,482	1,407	1,243	1,114	1,121	1,142
	(E)	612	617	460	△ 332	159		28	78	80	78	75	169	162	162	194	194
特	別																
	損																
	(F)-(G)																
特	別																
	損																
	(F)-(G)																
流	当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	612	617	460	△ 332	159		28	78	80	78	75	169	162	162	154	154
	繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	541	1,345	1,689	1,357	1,516	1,516	1,544	1,622	1,702	1,780	1,855	2,024	2,186	2,348	2,508	2,668
	流動	3,581	4,299	4,636													
流	うち未収金	53	58	63													
	うち建設改良費	732	853	790													
	うち一時借入金	518	526	534													
累	うち未払金	214	327	256													
	積欠損金比率 ((I)/(A)-(B) × 100)																
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した(L)																
資	金の不足額																
	営業収益－受託工事収益 (A)-(B)	332	358	364	364	329	329	357	394	396	394	377	471	451	450	429	429
	地方財政法による (L)/(M) × 100																
健	全化法施行令第16条により算定した(N)																
	健全化法施行規則第6条に規定する(O)																
	解散可能資金不足額																
健	全化法施行令第17条により算定した(P)																
	事業の規模																
	健全化法第22条により算定した(N)/(P) × 100																

(単位:千円(税抜き))

年 度 区 分		令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資本的収入	1. 企業																
	うち資本費平準化債																
	2. 他会計出資金																
	3. 他会計補助金		334	301	347	355	363	372	381	414	452	374	313	369	225		
	4. 他会計負担金																
資本的支出	5. 他会計借入金																
	6. 国(都道府県)補助金																
	7. 固定資産売却代金																
	8. 工事負担金																
	9. その他																
資本的収入	計 (A)		334	301	347	355	363	372	381	414	452	374	313	369	225		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額																
	純計 (A)-(B) (C)		334	301	347	355	363	372	381	414	452	374	313	369	225		
	1. 建設改良費																
	うち職員給与費																
資本的支出	2. 企業借入金	510	518	526	534	542	550	559	568	577	586	491	411	417	231		
	3. 他会計長期借入返還金																
	4. 他会計への支出金																
	5. その他																
	計 (D)	510	518	526	534	542	550	559	568	577	586	491	411	417	231		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)		510	184	225	187	187	187	187	187	163	134	117	98	48	6		
補填財源	1. 損益勘定留保資金	258			187	187	187	187	187	163	134	117	98	48	6		
	2. 利益剰余金処分額																
	3. 繰越工事資金																
	4. その他	252	184	225													
	計 (F)	510	184	225	187	187	187	187	187	163	134	117	98	48	6		
補填財源不足額 (E)-(F)																	
他会計借入金残高 (G)																	
企業借入金残高 (H)		6,509	5,991	5,466	4,932	4,390	3,840	3,281	2,713	2,136	1,550	1,059	648	231			

○他会計繰入金

年 度 区 分		令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支分	うち基準内繰入金	1,826	1,466	1,299	680	1,049	893	902	914	899	890	878	871	838	812	832	853
	うち基準外繰入金	291	76	275	680	1,049	893	902	914	899	880	878	871	838	812	832	853
	計	1,335	1,390	1,024													
資本的収支分	うち基準内繰入金			301	347	355	363	372	381	414	452	374	313	369	225		
	うち基準外繰入金		76														
	計		258	301	347	355	363	372	381	414	452	374	313	369	225		
合 計		1,826	1,800	1,600	1,027	1,404	1,256	1,274	1,295	1,313	1,332	1,252	1,184	1,207	1,037	832	853

(単位:千円)